

官報

号外 昭和二十三年七月一日

○第二回参議院會議錄第五十六号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)午前
十時三十分開議

議事日程 第五十四号

昭和二十三年六月三十日

午前十時開議

第一 漁船保険法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第二 社会保険診療報酬支払基金法案(内閣提出) (委員長報告)

第三 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 有価証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求めの件(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 医療類似行為者のあん摩、はり、きゅう施術禁止に關する請願(二件) (委員長報告)

第八 国民健康保険事業費國庫補助に關する請願 (委員長報告)

第九 國立長野療養所上田分院の移轉に關する請願 (委員長報告)

第一〇 旧南海鐵道山手線拂下げ

に關する請願 (委員長報告)

第一一 旧産業セメント鐵道後藤寺、糸田兩線拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一二 旧小倉鐵道線拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一三 買収の地方鐵道拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一四 富山港鐵道線拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一五 旧播磨鐵道線拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一六 旧鶴見臨港鐵道線外三地方鐵道線拂下げに關する請願 (委員長報告)

第一七 木津川架橋位置變更に關する請願 (委員長報告)

第一八 羽幌町、遠別村間に鐵道を敷設することに關する請願 (委員長報告)

第一九 札幌地区鐵道復興計畫促進に關する請願 (委員長報告)

第二〇 日田線の全通促進に關する請願 (委員長報告)

第二一 私鉄羽後鐵道の災害復旧費國庫補助に關する請願 (委員長報告)

第二二 青森、釧田間鐵道復旧工事完成に關する請願 (委員長報告)

第二三 らい療養所患者の生活改善に關する陳情(二件) (委員長報告)

第二四 国民健康保健制度改革に

關する陳情 (委員長報告)

第二五 藥務局設置に關する陳情 (委員長報告)

第二六 健康保健事業事務費國庫補助に關する陳情 (委員長報告)

第二七 らい患者保護法制定に關する陳情 (委員長報告)

第二八 裁判官の刑事事件不當処理等に關する調査に關する件 (委員長報告)

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

昨二十九日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

日本國憲法第八條の規定による議決案

職業安定法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律案

經濟警察法案

風俗營業取締法案

市町村立學校職員給与負擔法案

水産廳設置法案

船員保險法の一部を改正する法律案

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員會に付託

經濟警察法案

水産廳設置法案

風俗營業取締法案

市町村立學校職員給与負擔法案

船員保險法の一部を改正する法律案

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員會に付託

經濟警察法案

水産廳設置法案

風俗營業取締法案

市町村立學校職員給与負擔法案

昭和二十五年三月三十一日
第三號郵便物認可

る損失の補てんに関する法律案
物資の割当に関する手数料等の徴収
に関する法律案

財政及び金融委員会に付託
同日議長は、左の予備審査のための衆
議院送付案を議院運営委員会に付託し
た。

議院事務局法の一部を改正する法律
案（議院運営委員長提出）
議院法制度法案（議院運営委員長提
出）

選挙運動等の臨時特例に関する法律
案（政友会及び選挙法に関する特別
委員長提出）
衆議院議員選挙法の一部を改正する
法律案（政友会及び選挙法に関する
特別委員長提出）

同日内閣から左の議案を撤回すること
について衆議院に要求をした旨の通知
書を受領した。

建設省設置法の施行に伴う法令の整
理等に関する法律案
同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

国立公園と観光事業に関する質問主
意書（小川友三君提出）
税金申告無視等に関する質問主意書
（小川友三君提出）

國家財政と關連子に関する質問主意
書（小川友三君提出）
主食と砂糖代替に関する質問主意書
（小川友三君提出）

戰災都市警察官に関する質問主意書
（小川友三君提出）
刑事待遇改善に関する質問主意書
（小川友三君提出）

著作減收調査に関する質問主意書
（小川友三君提出）
医師、歯科医師課税に関する質問主
意書（小川友三君提出）

一千円、一万円紙幣発行に関する質
問主意書（小川友三君提出）

農業技術局設置に関する質問主意書
（小川友三君提出）
未引揚着國家賠償に関する質問主意
書（小川友三君提出）

『金』政策に関する質問主意書（田中
利勝君提出）
菓子販賣に関する質問主意書（小川
友三君提出）

官吏救済に関する質問主意書（小川
友三君提出）
野銀治業に対する資材配当調査、工
場食糧配当並に作業衣料配当に関する
質問主意書（宿谷榮一君提出）

同日内閣から左の答弁書を受領し
た。

參議院議員羽仁五郎君提出新制大學
の設置の一般方針についての質問に
對する答弁書

參議院議員岡村文四郎君提出農業原
料に関する質問に對する答弁書
一昨二十八日委員長から左の報告書
を提出した。

文化委員會観光事業に関する調査報
告書
司法委員會請願審査報告書第二号

司法委員會請願特別報告第二号
司法委員會陳情審査報告書第二号
司法委員會陳情特別報告第二号

農林委員會陳情審査報告書第一号
農林委員會陳情特別報告第一号
昨二十九日委員長から左の報告書
を提出した。

厚生委員會請願審査報告書第三号
厚生委員會請願特別報告第四号
厚生委員會陳情審査報告書第三号

厚生委員會陳情特別報告第三号
裁判所職員の定員に関する法律の一
部を改正する法律案可決報告書
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法
の應急的措置に関する法律案可決報
告書

民事訴訟用印紙及び商事非訟事件印

紙法の一部を改正する法律案可決報
告書
國家公務員共済組合法案可決報告書

國家公務員共済組合法案可決報告書
自轉車救済法案可決報告書
港則法案可決報告書

木船保險組合の解散に関する法律案
可決報告書
水先法の一部を改正する法律案可決
報告書

職業安定法第十二條第十一項の規定
に基き職業安定委員會委員旅費
支給額に關し議決を求めるの件議決
報告書

郵便法の一部を改正する法律案可決
報告書
法務廳設置法等の一部を改正する法
律案可決報告書

昭和二十一年事業年度の持株会社整理
委員會會費收支計算書並びに讓受財
産に関する財産目録及び收支計算書
議決報告書

有價証券の処分調整等に関する法
律の一部を改正する法律案可決報告
書
同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する
法律
職業安定法の一部を改正する法律
中小企業廳設置法

同日衆議院議長から、國會は日本國憲
法第八條の規定による議決をなし内閣
に送付した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、國會において承
認することを議決した左の件を内閣に
送付した旨の通知書を受領した。

國家公務員法第十三條第二項及び地
方自治法第五十六條第四項の規定
に基き、臨時人事委員會の地方の事
務所の設置に關し承認を求めるの件

〇副議長（松本治一郎君）これより本
日の會議を開きます。この際新たに議
席に著かれた議員を御紹介いたし
ます。議席第百十八番、方澤出議員、奈
良縣選出藤枝昭信君。

〔藤枝昭信君起立、拍手〕
〇副議長（松本治一郎君）藤枝昭信君
を厚生委員に指名いたします。

〇副議長（松本治一郎君）日程第一、
漁船保險法の一部を改正する法律案
（内閣提出）を議題にいたします。先ず
委員長の報告を求めます。水産委員長
木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕
漁船保險法の一部を改正する法律案
右

國會に提出する。
昭和二十三年六月二十五日
内閣總理大臣 芦田 均

漁船保險法の一部を改正する法律
案
漁船保險法の一部を改正する法
律

漁船保險法（昭和二十年法律第二
十三号）の一部を次のように改正す
る。

第二條ノ二 組合ニハ所得税及法人
税ヲ課セズ
第四條ノ二 組合ガ本法に基キテ爲
ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第五條に左の二項を加ふる。
組合ハ前項ノ認可を受ケタル時成
立ス
第十九條ノ三ノ規定ハ創立總會ニ
於ケル決議ニ之ヲ準用ス

第七條ノ二 組合ハ組合員ニ對シ正
當ノ事由ナクシテ保險ノ引受ヲ拒
ムコトヲ得ズ

第十九條ノ二 理事又ハ監事ハ何時
ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任
スルコトヲ得

第十九條ノ三 理事及監事ノ選任及
解任ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ行フ
其ノ決議權ノ三分ノ二以上ヲ以テ
之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ四 理事ハ定款及總會ノ
決議ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且命
令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ
主タル事務所ニ備ヘ置クベシ

第十九條ノ五 理事ハ通常總會ノ會
日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借
對照表、事業報告書、損益計算書
及剩餘金處分案又ハ不足金填補案
ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務
所ニ備フベシ

第十九條ノ六 組合員及組合ノ債權
者ハ前二條ノ書類ノ閲覧ヲ求ムル
コトヲ得

第十九條ノ七 理事ハ第十九條ノ五
ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會
ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十九條ノ八 監事ハ理事又ハ事務
員ト兼タルコトヲ得ズ

第十九條ノ九 組合ト理事トノ利益
相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ
代表ス

理事ハ職務ヲ行フ者ナキトキハ都
道府縣知事ハ假理事ヲ選任シ理事
ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 總會ノ招集ノ手續
又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ
規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決
議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ
無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコ
トヲ得

第十九條ノ二 理事又ハ監事ハ何時
ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任
スルコトヲ得

第十九條ノ三 理事及監事ノ選任及
解任ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ行フ
其ノ決議權ノ三分ノ二以上ヲ以テ
之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條ノ四 理事ハ定款及總會ノ
決議ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且命
令ノ定ムル所ニ依リ組合員名簿ヲ
主タル事務所ニ備ヘ置クベシ

第十九條ノ五 理事ハ通常總會ノ會
日ヨリ一週間前ニ財産目録、貸借
對照表、事業報告書、損益計算書
及剩餘金處分案又ハ不足金填補案
ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務
所ニ備フベシ

第十九條ノ六 組合員及組合ノ債權
者ハ前二條ノ書類ノ閲覧ヲ求ムル
コトヲ得

第十九條ノ七 理事ハ第十九條ノ五
ノ書類及監事ノ意見書ヲ通常總會
ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十九條ノ八 監事ハ理事又ハ事務
員ト兼タルコトヲ得ズ

第十九條ノ九 組合ト理事トノ利益
相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ
代表ス

理事ハ職務ヲ行フ者ナキトキハ都
道府縣知事ハ假理事ヲ選任シ理事
ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十二條ノ二 總會ノ招集ノ手續
又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ノ
規定ニ違反スルトキハ組合員ハ決
議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ
無効ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコ
トヲ得

組合員ハ總會ニ於テ決議ニ對シ異議ヲ述ベタルトキ若ハ正當ノ理由ナクシテ總會ニ出席スルコトヲ拒マレタルトキニ限リ又ハ組合員ガ總會ニ出席セザル場合ニ於テハ自己ニ對スル總會招集ノ手續ガ法令若ハ定款ノ規定ニ違反スルコトヲ理由トスルトキニ限リ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ三 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ハルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得總會ニ關スル規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條ノ四 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十二條ノ五 組合ノ事業年度ハ一年トス

第二十二條ノ六 組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ存スル漁船保險ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ責任準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ七 組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲メ事業年度ノ剩餘金中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ツベシ

第二十二條ノ八 組合ガ剩餘金ノ分配ヲ爲ス場合ニハ其ノ分配ハ命令ノ定ムル所ニ依リ積出シタル保險料ノ額ニ比例シテ之ヲ爲スベシ

第二十二條ノ九 組合ハ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ニ對シ正當ノ事由ナクシテ組合員ト爲ルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十四條ノ二 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

除名ハ總會ノ決議ニ依ルベシ但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ二 組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定ムル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合ノ破産

五 主務大臣ノ解散命令

第十九條ノ三ノ規定ハ前項第二號ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條ノ三 組合ノ合併ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

前二項ニ規定スルモノノ外合併ノ決議ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條ノ四 組合ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第二十五條ノ五 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併ニ對シ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ合併前ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スベシ

第二十五條ノ六 第二十五條ノ四第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ爲シタル組合ノ合併ハ之ヲ無効トス

シテ爲シタル組合ノ合併ハ之ヲ無効トス

第二十五條ノ七 總會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二十五條ノ八 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十五條ノ九 組合ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除ク外保險關係ハ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ未ダ經過セザル期間ニ對スル保險料ヲ拂戻スベシ

第二十五條ノ十 組合ガ解散シタルトキハ合併及破産ニ因ル場合ヲ除ク外清算人ノ氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ命令ニ因リ解散シタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ登記シタル事項中變更ヲ生ジタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十一 主務大臣組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ解散ノ原因及其ノ年月日ノ登記ヲ爲スベシ

登記所ハ前項ノ屬託ニ因リテ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十二 組合ノ合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十三 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第二十五條ノ十四 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ

財産目録及貸借對照表ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十五條ノ十五 清算人ハ左ノ順序ニ從ヒテ組合財産ヲ處分スベシ

一 一般ノ債務ノ辨濟

二 解散ノ日ノ屬スル事業年度ニ於テ支拂ノ原因ノ生ジタル保險金額及第二十五條ノ九第二項ノ規定ニ依リテ拂戻スベキ金額ノ支拂

三 殘餘財産ノ處分

前項第三號ノ殘餘財産ノ處分ニ付テハ都道府縣知事ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條ノ十六 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十五條ノ十七 清算終了シタルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十五條ノ十八 組合ニ關スル登記ハ其ノ事務所所在地ノ司法事務局又ハ其ノ出張所ノ管轄トス

第二十五條ノ十九 各登記所ニ漁船保險組合登記簿ヲ備ス

第二十五條ノ二十 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款或ハ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

合併ニ因ル設立ノ登記ニハ前項ノ書面ノ外合併ニ關スル總會ノ決議録ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十一 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事、其ノ職務ヲ行フ監事若ハ假理事又ハ清算人ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ但シ組合ノ合併ニ依リ變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル

書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スベシ但シ前記ノ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人ガ同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要セズ

第二十五條ノ二十二 合併ニ因ル解散ノ登記ハ解散シタル時ノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ總會ノ決議録並ニ第二十五條ノ四第二項及第二十五條ノ五第二項ノ手續ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第二十五條ノ二十三 本法ニ依リ登記シタル事項ハ司法事務局遲滞ナク之ヲ公告スベシ

第二十八條中「第七十三條乃至第八十三條」を「第七十三條乃至第八十三條並ニ」に改め、「並ニ家畜保險法第八條乃至第十條、第十二條第二項、第十四條、第十八條第二項、第三十五條乃至第四十條、第四十二條、第四十四條、第四十七條、第五十一條乃至第五十七條、第六十條、第六十二條乃至第七十七條、第七十四條、第七十九條及第八十一條乃至第八十六條」を削り、「二週間トシ」を「二週間トス」に改め、「家畜保險法第六十二條乃至第七十條、第七十二條及第八十三條乃至第八十五條ノ規定中組合ノ分割ニ關スル規定ヲ除ク」を削る。

第二十八條ノ二 本法ニ依ル漁船保險ニ關スル書類ハ印紙稅ヲ課セズ

第三十五條中「農林保險審査會」を「漁船再保險審査會」に改める。

第三十六條中「並ニ家畜保險法第九十九條」を削る。

第三十六條ノ二 本法ニ依ル漁船再保險ニ關スル書類ハ印紙稅ヲ課セズ

第三十七條第九号を次のように改める。

九 第二十二條ノ六、第二十五條ノ四又ハ第二十五條ノ五第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

附
錄

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 森林火災國營保險法（昭和十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「農林保險審查會」を「森林火災國營保險審查會」に改める。

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下風雄君 只今上程された漁船保険法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

漁船保険法は昭和十二年に制定されて、その当時家畜保険法というのがありまして、その家畜保険法の分をこの漁船保険法において準用した個所が二三あるのであります。ところがこの家畜保険法は農業災害補償法でございまして廃案になつております。それで新たに漁船保険法の中に家畜保険法で準用してつた部分を規定するといふのが改正の理由であります。

その改正の内容について申し上げます。その内容の第一点は漁船保険法第二十八條及び第三十六條の規定が家畜保険法中の規定を準用しておりましたので、即ち所得税、法人税、登録税及び印紙税の免除に関する事項、それから組合の創立、役員、総会、総代会、定款、或いは合併、解散及び登記こういうことに関する事項を漁船保険法中に規定したのであります。第二の点は、漁船保険法に清算人の職務に関する規

定の一部が不足しておりましたために、漁船保険法の二十五條の十四乃至第二十五條の第十六の三ヶ條を新たに規定したことであります。等、三点は、從來に農林保險審議會という機關がありましたので、農林省所管の四つの保險即ち農業保險、家畜保險、森林火災國營保險及び漁船保險につきまして、漁船保險の場合に組合が再保險に関する事項について、政府に対し民事訴訟を提起する場合には、この農林保險審査会の審査を経なければならぬことになつておつたのであります。然るに農業災害補償制度におきましては、別に審査會を創るようになりましたが、別に、他の保險も別個の審査會を創る必要が生じたのであります。それで漁船保險法におきましては、漁船再保險審査會というものを作ることに相成つたのであります。以上が改正の内容であります。

で、この修正案を議題に供しまして、採決いたしましたところ全会一致を以て可決されました。次に政府提出の改正案全部を議題に供して採決いたしましたところ、これ亦全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言なすなればこれより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は報告は修正議決報告であります。本案は委員長報告通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

人又は法律で組織された共済組合（以下保険者という。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船法（大正十一年法律第七十号）、國民健康保險法（昭和十三年法律第六十号）又は其済組合に關する法律の規定に基いてなす療養の給付及びこれに相當する給付の費用について、療養の給付を担当する者又はこれを使用する者（以下診療担当者とという。）に對して支拂うべき費用（以下診療報酬とという。）の迅速適正な支拂をなす爲め、あわせて診療担当より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

第二條 基金は、これを法人とする。

第三條 基金は、主たる事務所を東京都に、從たる事務所を各都道府縣に置く。

2 基金は、前項に定めるものの

八 會計に關する事項
九 公告の方法

2 定款は、主務大臣の認可を受け、これを變更することができ、る。

第六條 基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所、従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事務所又は出張所において、その事務所又はその出張所、管轄する司法事務局又はその出張所に必要な事項を登記しなければならぬ。

2 前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第七條 基金には、所得税及び法人税を課さない。

第二章 役員

第八條 基金に役員として、理事長一人、理事八人から十六人まで及

1

本案は去る六月二十六日に本委員会に付託せられたのであります。既にその前に事前審議をいたしておりまして、又六月二十八日の委員会におきましても、更に慎重審議を重ねたのであります。委員各位と政府委員との間に熱心なる質疑應答がございます。これは省略いたさして頂きます。更に討論に入りましたところが、丹羽委員から漁船保険法第十三條の組合

○副議長(松本治一郎君) 日程第二、社会保険診療報酬支拂基金法案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕

社会保険診療報酬支拂基金法案

右

外、必要の地に從たる事務所の出張所を置くことができる。

第四條 其金の基本金は、百万円とする。

2 前項の基本金のうち、四十万円は、政府がこれを醸出し、六十万円はその他の保険者が、主務大臣の定めるところにより、これを醸出する。

び監事四人を置く。

第九條 理事長は、基金を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を輔佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

の責任は組合が保険料を受領した翌日に始まるということは、組合員に対して甚だ不利益である。安当を欠くから組合が保険料を受領した時から直ちに保険の効力を発生することに改めたいという理由で修正案が出たのであります。即ち第十三條中保険金を受領した日の翌日とありますのを、保険金を受領した時ということに改めるという修正動議であります。これに對しまして、小川委員等の賛成がありましたので、

國會に提出する。

昭和二十三年六月二十六日

内閣総理大臣 芦田 均

社会保険診療報酬支拂基金法案
社会保険診療報酬支拂基金法

第一章 総則

第一條 社会保険診療報酬支拂基金（以下基金という。）は、政府若しくは健康保険組合、国民健康保険を行ふ市町村、国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行ふ社團法

一の事項を規定しなければならぬ。

第一 目的

第二 名称

第三 事務所の所在地

第四 基本金及び資産に関する事項

第五 役員に関する事項

第六 業務及びその執行に関する事項

第七 各保険者ととの契約の締結に関する事項

- 3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。
- 第十條 理事長は、理事の互選によつて、これを定める。
- 2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者、を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が各、同數を委派する。
- 3 前項の委派は、保険者を代表す

100

る者、被保険者を代表する者及び診療担当者代表する者について、それぞれその所属団体の推薦によるものとする。

4 主務大臣が前二項の規定により、理事を委嘱しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者代表する者につき、各、委嘱すべき理事の少くとも二倍の候補者を推薦することを、それぞれその所属団体に求めるものとする。但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかわらず、主務大臣がこれを委嘱する。

5 前三項の規定は、監事の委嘱についてこれを準用する。

第十一條 基金の従たる事務所に幹事八名、その出張所に幹事四人を置く。

2 幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各、同数を委任する。

3 理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十二條 前條の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2 幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3 幹事長は、定款の定めるところにより、從たる事務所及びその出張所の業務に關し、一切の裁判上及び裁判外の行爲をする権限を有する。

第三章 業務

第十三條 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 各保険者から、その保険者が、過去三箇月において最高額の費

用を要した月の診療報酬の一個月分に相當する金額の委託を受けること。

二 診療担当者代表する者の提出する診療報酬請求書に對して、厚生大臣の定めるところにより算定したる金額を支拂うこと。

三 診療報酬請求書の審査するための委員会を設け、診療担当者代表する者の診療報酬請求書を審査すること。

四 前各号の業務に附帶する業務。

2 基金は、前項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、各保険者とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十四條 基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、從たる事務所及びその出張所に、診療担当者代表する者及び保険者を代表する者のうちから、審査委員各、五人以下を委嘱しなければならない。

2 診療担当者代表する者について、前項の委嘱をなそうとするときは、所屬団体の推薦によらなければならない。

3 審査の方法に關し必要な事項は、命令をもつて、これを定める。

第四章 會計

第十五條 基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第十六條 基金は、毎事業年度末に財務目録及び事業状況報告書を作成し、事業年度経過後二箇月以内に、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、その財産目録及び事業状況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

第十七條 基金は、起債をすることができない。

第十八條 基金の基本金は、避けることのできない事由によつて、診療報酬の支拂に不足を生じたときの外、これを使用することができない。

第十九條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第五章 監督

第二十條 主務大臣は、必要があると認めるときは、基金に對して、業務又は財産の状況に關し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、基金の従たる事務所又はその出張所の役員に對する前項の監督権を、その事務所又はその出張所を管轄する都道府縣知事に委任することができる。

3 前二項の規定により、当該官吏又は吏員に検査を行わせる場合においては、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させ、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示させなければならない。

第二十一條 主務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができ。

第二十二條 主務大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は前條に規定する命令に違反したときには、これを解雇することができる。

第六章 罰則

第二十三條 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第十五條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを一万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十三條に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第二十四條 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記することを怠り、又は不正の登記をしたときは、五千円以下の過料に処する。

附則

第二十五條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六條 政府は、設立委員を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。

第二十七條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基金全額の出金を請求しなければならない。

第二十八條 基金の提出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監

事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條の地方公共団体は、基金の事業に對しては、地方税を課することができない。

（塚本重蔵君發議、拍手）

○塚本重蔵君 只今議題になりました社会保険診療報酬支拂基金法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は健康保険及び法律を以て組織せられておる共済組合において、その被保険者等が保険医等について診療を受けた場合、その報酬として支拂う費用が從來は各被保険者又は共済組合から直接支拂われていたため、診療担当者との請求が極めて煩雜であり、その文拂もともすれば遅れ勝であつたのであります。ここに社会保険診療報酬支拂基金を創設しまして、その支拂方法を改め、支拂機關を一元化して、円滑な社会保険診療の推進に寄與せんとするものであります。即ちこの基金は公益法人として、主たる事務所を東京都に、從たる事務所を各都道府縣に置きまして、業務を運営せんとするものであります。理事長、理事、監事として、被保険者代表、被保険者代表、保険医代表及び公益代表者を以て理事に當て、極めて民主的に運営されることになつておるのであります。基金の基本金は百四十四万円は政府がこれを拠出し、残額はその他の保険者から拠出することになつておるのであります。基本金は、その業務として、各保険者と契約して、保険者が診療担当者に對して支拂う診療報酬の支拂を代行し、又その請求書の審査をするのであります。そのた

めに基金は一定の支拂資金として各保
險者から資金の前渡を受けることにな
つておるのであります。又これらの業
務の執行に要する経費は、各保險
者がその診療件数に應じて負担するこ
とになっておるのであります。

以上がこの法案の内容の概略であり
ますが、委員会におきましては、六月
の二十八日に慎重審議いたしました。
各委員から熱心に質疑が行われたので
ありますが、その中主なるもの二三を
申し上げます、この基本金は百万円と
なつておるが、それで支拂が十分に円
滑にできるかどうか。これに
對しまして天災地変のような避けるこ
とのできないときに、診療報酬に支拂
に不足を生じたときの外はこれは使用
しないのである。又支拂に要する資金
といふことは、各保險者から一定
の前渡金を受けることになつておるの
であるから、支拂には支障はない見
込である。質問の第二といつたしまし
て、審査委員会は診療担当者で代表
する者と保險者を代表する者から
構成されておるが、審査は極めて技術
を要すると思ふが、その点懸念はない
か。これに對して審査には技術を要す
るので、保險者を代表する者からも医
者を選ぶつもりであるとの答弁があり
ました。尚公的の診療機関についても
審査にかけるのか。その通りである
。この制度によつて全國に何種の事
務員を要する必要があるか。約三百五十
人くらいを必要とする見込であるな
ど、その他二三の質疑を略しまして、
これを打切り、討論を省略いたしまし
て、原案通り可決すべきものと決定い
たした次第であります。以上簡單であ
りますが、委員会の報告を終ります。

(拍手)
○副議長(松本治一郎君) 別に御発言
もなければ、これより本案の採決をい

たします。本案全部の問題に供しま
す。本案に賛成の諸君の起立を請いま
す。

(議員起立)

○副議長(松本治一郎君) 議員起立と
認めます。よつて本案は全会一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程
第三、会計法の一部を改正する法律案、
日程第四、有價証券の処分の調整等に
關する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一
括して議題とすることに御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと
認めます。先ず委員長の報告を求めま
す。財政及び金融委員長黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕

會計法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年六月二十六日

衆議院議長 松岡 陶吉

参議院議長 松平 恒雄殿

會計法の一部を改正する法律案

會計法の一部を改正する法律案

會計法(昭和二十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

第四十八條 國は、政令の定めると

ころにより、その歳入、歳出、歳

入歳出外現金、契約等、第二十五

條の規定による認証及び物品に關

する事務を、特別調達院の役職員

又は都道府縣若しくは特別市の吏

員をして取り扱はしめることがで

前項の規定により、歳入、歳
出、歳入歳出外現金、契約等、第二
十五條の規定による認証及び物品
に關する事務を取り扱う特別調達
院の役職員又は都道府縣若しくは
特別市の吏員については、この法
律及びその他の会計に關する法令
中、当該事務の取扱に關する規定
を準用する。

附則

この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

この法律施行前、都道府縣の吏員
において取り扱つた國の歳入歳出外
現金、會計法第二十五條の規定によ
る認証及び物品に關する事務につい
ては會計法及びその他の会計に關す
る法令中、当該事務の取扱に關する
規定の準用があるものとする。

〔審査報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕

有價証券の処分の調整等に關する
法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年六月二十八日

衆議院議長 松岡 陶吉

参議院議長 松平 恒雄殿

有價証券の処分の調整等に關する

法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分の調整等に關する

法律の一部を改正する法律案

有價証券の処分の調整等に關する

法律(昭和二十二年法律第八号)の一

部を次のように改正する。

第二條第一項第六号を次のように

改める。

六 削除

第十條第一項中「特別整理株式會

社及び企業再建整備法第五十二條に
規定する者(以下特別整理株式會社等
といふ)が第二條第一項第六号の指
定証券を譲渡しようとする場合及
び」を削る。

第十一條 企業再建整備法(昭和二
十二年法律第四十号)に規定する
特別整理株式會社及び同法第五十
二條に規定する者(以下特別整理
株式會社等といふ)は、私的独占の禁
止及び公正取引の確保に關する法
律(昭和二十二年法律第五十四号)
第百七條の規定に基いて定められ
る命令の規定により譲渡する有價
証券については、当該有價証券の
譲渡を協議會に委託することがで
きる。

第十一條の二中「特別整理株式會
社」を「企業再建整備法に規定する特
別整理株式會社(以下特別整理株式
會社といふ)」、「企業再建整備法
第二十九條の四」を「同法第二十九
條の四」に改める。
第十二條中「第十二條第四項」を
「第十一條に改め、「指定証券」を
削る。
第二十條第二号を次のように改め
る。

二 削除

附則

1 この法律は、公布の日から、こ
れを施行する。

2 この法律施行前に、企業再建整
備法第十五條第一項から第三項ま
での規定(同法第二十條第二項及
び第二十一條第二項の規定並びに
同法第五十二條の規定に基いて定
められる命令の規定において準用
する場合を含む。)により認可を
受けた特別整理株式會社の決定整備
計画に定められた有價証券の処分
の方法に關する事項は、これを當

該決定整備計画に定められなかつ
たものとみなす。但し、この法律
施行前に有價証券の譲渡に關する
計画書について証券整理協議會(以
下協議會といふ)の承認を
受けた特別整理株式會社の決定整備
計画については、この限りでない。

3 前項但書の協定の適用を受ける
場合における特別整理株式會社の有
價証券の譲渡及び協議會への譲渡
の委託については、なお従前の例
による。

4 この法律施行前(前項の規定に
よりなお従前の例によるべき期間
を含む。)においてなされた行為
に對する罰則の適用については、
この法律施行後(従前の例による
べき期間の経過後を含む。)にお
いても、なお従前の例による。

〔黒田英雄君等、拍手〕
○黒田英雄君 只今上程せられました
同案につきまして委員会におきます
審議の経過並びに結果について御報告
をいたします。

先ず會計法の一部を改正する法律案
について御説明をいたします。この法
案の内容及び提出の理由は、現在都道府
縣の吏員は、會計法第四十八條の規定
によりまして、國の歳入歳出及び契約
等に關する事務を取り扱うことにな
つておるのであります。が、會計事務
取扱の事情からいたしまして、その範
囲を拡張して、歳入歳出外現金、物
品等に關する事務をも併せて取扱はし
めることができることにし、尚地方自治
法に基きまして將來設けられまうとこ
ろの特別市の吏員に對してしましても、同
様にするため改正をしようといふので
あります。

又特別調達院は、特別調達院法に基

て設立されました特別の法人でありま
すが、その実質は殆んど官廳同様の
ものであるでありまして、同廳が特
別調達法に基きまして行います業務
を遂行する上に必要な國の會計事務
を、同廳の役職員に取扱はしめようと
するために規定を設けるといふのであ
ります。極めて簡單な法律でありまし
て、討論採決をいたしましたところ、
多数を以て可決すべきものなりと、決
定いたしましたのであります。

次に有價証券の処分調整等に関す
る法律の一部を改正する法律案につい
て御説明をいたします。

本案は企業再建整備法に規定いたし
ます特別整理會社は、從來整備計画
に有價証券の処分方法を記載いたしま
して、主務大臣の認可を得た上で、証券
整理調整協議會に処分計画書を提出し
たしまして、その承認を受けて、処分
することになつておつたのであります
が、これを改めまして、一般會社と同
じように、今後はいわゆる独占禁止
法の規定を適用することが適當である
と考へるので、公正取引委員會に処分
計画書を出しまして、その承認を得た
上で処分することにしよとするため
の改正であるのであります。

本案につきまして質疑の一二を御
紹介いたしますと、今後処分される株
式の額はどのくらいあるかというお尋
ねにつきましては、政府委員から特殊
整理委員會関係で約六十億圓、それか
ら閉鎖機關整理委員會関係で約三十五
億圓、國の、即ち物納等のものにつき
まして約三十億圓、独占禁止法により
まするもの約十億圓、企業再建整備
法及び金融機關再建整備法関係のもの
が約四百から乃至五百億圓、証券保有
制限令関係のものが約十六億圓という
ことになりませんが、但しこの中には市
場性のない株式も相当含んでおるとい

うことであつたのであります。次に現
在までに証券整理調整協議會を通じて
処分された株式はどのくらいであるか
というお尋ねに對しまして、五月二十
九日現在で約十一億三千七百萬圓であ
るのであります。その内訳は特殊整理
委員會関係が約五億七百萬圓、閉鎖
機關整理委員會関係が約四億圓、國が
約一億五千三百萬圓、日本銀行が約七
千七百萬圓であるといふことであつた
のであります。而してその賣却の成績
はどうかといふことにつきましては、
五月二十九日の場合は四二%が落札し
た。六月五日には六一%落札しておる
といふことであるのであります。その
解放された株式の買手はどうかといふこ
ろに行つておるかといふことにつきま
しては、特定の個人に株式が集中され
るということはなくして、個人の間に分
散するように処分されておるといふこ
とであつたのであります。

かくて討論採決をいたしまして、全
會一致を以て可決すべきものなりと決
定いたしましたのであります。これを以て
私の報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言
もなければ、これより採決をいたしま
す。先ず會計法の一部を改正する法律
案全部を問題に供します。本案に賛成
の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 次に有價証
券の処分の調整等に関する法律の一部
を改正する法律案全部を問題に供しま
す。本案に賛成の諸君の起立を請いま
す。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

認めます。よつて本案は全會一致を以
て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 日糧第五、
職業安定法第十二條第十一項の規定に
基き、職業安定委員会旅費支給額に
關し議決を求めたるの件(内閣提出、衆
議院送付)を議題といたします。先ず委
員長の報告を求めます。労働委員長原
虎一君。

〔審査報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕
職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定委員会旅費額

別表

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

職業安定法第十二條第十一項の規
定に基き、職業安定委員会旅費
費支給額に關し議決を求めたるの件
右は本院において可決した。

昭和三十二年六月二十六日	衆議院議長 松岡 駒吉	参議院議長 松平 恒雄殿
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求めるの件		
職業安定委員会委員旅費支給額に關する件		
職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は別表により支給し、これが支給方法は内閣旅費規則によるものとする。		

一日	宿泊料一夜につき	食卓料一夜につき
甲地方	乙地方	
二四三百六十円	二四三百七十円	七十二円
四四三百二十円	二四四十円	六十四円
四四三百二十円	二四四十円	六十四円
六四二百八十円	二四五十円	五十六円
六四二百八十円	二四五十円	五十六円
八四二百四十円	二四十八円	四十八円

て一円六十銭、日当一日について六十
四円、宿泊料一夜について甲地方三百
二十円、乙地方二百四十円、食卓料一
夜について六十円とし、同委員は、
鉄道賃及び船賃二等、車馬賃一キロに
ついて一円四十銭、日当一日について
五十六円、宿泊料一夜につき甲地方二
百八十円、乙地方二百四十円、食卓料一
夜につき五十六円とし、地区職業安定
委員会会長は、鉄道賃及び船賃二等、
車馬賃一キロにつき一円四十銭、日当
一日について五十六円、宿泊料一夜に
ついて甲地方二百八十円、乙地方二百
四十円、食卓料一夜について五十六円と
し、同委員は、鉄道賃及び船賃二等、
車馬賃一キロについて一円二十銭、日
当一日について四十八円、宿泊料一夜
について甲地方二百四十円、乙地方百
八十円、食卓料一夜について四十八円
としたのでありまして、右に言う甲地
方は東京都の区に存する区域、京都市、
大阪市、名古屋市、神戸市及び横浜
市とし、乙地域はその他の地域とし、
鉄道賃及び船賃は一等なき場合は二
等、二等のない場合は三等の汽車賃又
は船賃とする。又食卓料は水路旅行に
おいて船賃の外別に食卓料を要する場
合、又は船賃を要しないが食卓料を要
する場合において夜数に應じてこれを
支給することとしたのであります。

而して本議案の目的とするところ
は、本議案の実施によつて、職業安定
委員会の委員が、委員会に出席する場
合、又は実状調査、視察等の公務のた
め、本邦内を旅行する場合において、
これに要する旅費を支給して職業安定
委員会の機能を十分に發揮せしめんと
するものであります。

本委員会は五月二十日、六月十四
日、六月十八日に予備審査を行いました
て慎重に審議をいたしましたのであり
ますが、その間におきまして、第一回

の衆議院との合同審査会を六月一日衆
議院において開催いたしました。衆議
院、参議院双方よりおの／＼その労働
委員理事が当該議案に關して、その
それ／＼の労働委員会における審査の
模様を報告いたしましたのであります。次
に第二回の合同審査会を六月十八日参
議院において開催し、参議院側一委員
より、本議案の表の宿泊料において、
等級の横の差と縦の差とが余りに開き
過ぎてゐるが、現下の社会情勢から見
て、その差額をできるだけ縮小する必
要があると考え、政府はこれを改
正する意思がないかとの質問に対し、
政府は各省の旅費額が皆一律にこのよ
うになつてゐるから、現在の基準に則
つて作つたものであるとの答弁があり
ました。

その他別段に質問もなく、討論に入
りましたところ、参議院側一委員よ
り、従来の旅費額の決め方には改むべ
きものがあるから、是非近い機会に改
正せられんことを希望したる後、賛成
の意見を表明せられ、採決に入り、全
会一致を以て本議案は合同審査会にお
いて原案通り可決せられたのでありま
す。次いで六月二十六日衆議院より本
院に送附せられまして、更に六月二十
九日、本審査を行ったのであります。

政府からは加藤労働大臣その他の政府
委員が出席し、熱心なる説明及び答弁
があつたのであります。

これから本案審議の経過の概略を簡
單に申上げたいと存じます。

第一に、官吏の定額に対し、中央職
業安定委員会会長は八割増、同委員及び
地方委員会会長は六割増、同地区委員
及び地区委員会会長は四割増、同地区委員
の質問に対し、政府は、それは労働省
旅費増額割合表によつたもので、大蔵
省給與局とも連絡済みのものである旨

の答弁がありました。第二に、この旅
費額は少し多過ぎるのではないか、実
費旅費とするのを本旨とすべきもので
あるから、むしろ民生委員の実費弁償
とする方がよろしいと考えるが、政府
の所見如何との質問に対し、政府は、
実費を賄ひ得る程度にしたのであると
の答弁があつたのであります。第三
に、労働省(簡便法)と呼ぶ者あり、
旅費増額割合表の十割、八割、六割と
いうように二割ずつ上つてゐるが、そ
の標準は何によつて定めるか、又その
差が大き過ぎるから一割ずつの差に改
める意思がないかとの質問に対し、政
府は、各省とも二割刻みになつてゐる
との答弁があつたのであります。(結
論と呼ぶ者あり)質問應答は大体以上
の通りであります。

かくして討論に入りましたが、本案
は極めて明瞭簡單な事案でありますの
で、格別の意見もなかつたのでありま
す。そこで直ちに採決に入りましたと
ころ、全会一致を以て原案通り可決せ
られたのであります。以上を以ちまし
て労働委員会の審査状況の報告を終り
たいと存じます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言
もなければ、これより本件の採決をい
たします。本件に賛成の諸君の起立を
請ひます。

(議員起立)

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と
認めます。よつて本件は全会一致を以
て可決せられました。

〔審議報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕
郵便法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年六月二十六日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿

〔小文及び一は衆議院修正〕
郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を次のように改正する。
第十三條に次の一項を加える。
外國郵便に關する料金及び損害賠
償金額は、昭和二十二年法律第三十
四号財政法第三條の規定にかかわら
ず、條約に規定する料金及び損害賠
償金額を超えない範圍において、内
閣總理大臣及び通信大臣が、命令で
これを定める。

附則
この法律は、その成立の日から起
算し、十日を経過した日から、これ
を施行する。

〔深水六郎君登壇、拍手〕
○深水六郎君 只今議題となりました
郵便法の一部を改正する法律案につ
きまして、通信委員会の審議の経過及び
結果についてその大要を御報告申し上げ
ます。

先ず提案の理由であります。今日
外國郵便業務は、連合軍最高司令官の
指令に基きまして、別段の指示あるも
のの外、從來我が國と諸外國との間に
適用されておりました郵便関係條約
に準拠したとして運用されておるの
であります。この料金及び損害賠償
金額は、郵便に關する條約中に個々の
場合につき金フランを以て具体的にそ

の基準が規定されておりました。國內
法的には、法律に個々の料金額が金フ
ランで規定されてゐると同様のもので
なつておるのであります。又、他面料
金中の一部の例えは小包料金とか
或いは航空料金及び代金引換郵便物の
料金というやうなもの、こゝういふ一
部のものは、運送経路の異動等により
して随時変更を見る性質のものとなつ
ておるのであります。即ち外國郵便の
料金及び損害賠償金額は、條約で拘束
されておること及び随時変更を見る性
質のものがある、こゝういふ点からい
はしまして、これは法律によらずして命
令で定めることが適當であるとの考
えから、これを命令に委任するよう
に本改正案が提出されたのであります。
そしてその内容といたしますところ
は、郵便法第十三條に一項を追加した
は、郵便法第十三條に關する料金及
び損害賠償金額は、條約に規定する料
金及び損害賠償金額を超えない範圍に
おいて、内閣總理大臣及び通信大臣が
命令で、これを定める」と規定しよう
とするものであります。

尙本案は内閣提出、衆議院修正送付
のものであります。その修正点は
二つありまして、第一点は、政府原案
には「外國郵便に關する料金及び損害
賠償金額は、昭和二十二年法律第三十
四号財政法第三條の規定にかかわら
ず、條約に規定する料金及び損害賠償
金額を超えない範圍において、内閣總
理大臣及び通信大臣が、命令でこれを
定める。」とあつたのであります。こ
の「昭和二十二年法律第三十四号財政
法第三條の規定にかかわらず」との字句
がありまして、損害賠償金額が財政法
第三條に關するやうな誤解を生
じ、又この字句がなくとも當然に財政
法の例外規定たり得るものであるとの
見解によりまして削除されたのであり

ます。又第二点は、附則に「この法律は、その成立の日から起算し、十日を経過した日から、これを施行する。」とありましたのを、「成立の日」では一般人には分りにくから、一般の人になるように「公布の日から」とすべきであるとの見地から、これを「公布の日から」と修正されたのであります。

以上の二点は、共に参議院の通信委員会におきましても、予備審査において同様の趣旨によつて問題になつていた点であります。

委員会はこれを慎重に審議したましたが、外國郵便業務の現状その他につきましても質疑がありました後、討論に入りまして、別段の御発言もなく、次いで採決に入りまして、このろ、全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。甚だ簡単でございますけれども、これを以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決を行います。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程の順序を変更し、日程第二十八、裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査に関する件、委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

(調査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載)

(伊藤修君登壇、拍手)

○伊藤修君 只今議題となりました裁

判官の刑事事件の不当処理等に関する調査の中間報告をいたしたいと存じます。

この調査の対象となりましたものは、先ず尾津事件、眞木康年の事件、蜂須賀事件、向、青木繁吉事件資格審査の不実記載の事件、これらの事件を対象にいたしましてこの調査を開始いたしました次第であります。併し蜂須賀事件は事關國際に關することではありませんが、その内容は家庭の紛争が主因となつておつた次第であります。従つて法律の精神を酌みまして、当調査会におきましてはこの審理の調査の対象としないということに決定いたしました。従つて当調査会の内容となりましたものは尾津事件及びその他の四件ということになつておる次第であります。

調査会におきましては、先ず尾津事件を最初に取上げまして、これを本日までにおいて調査を完了いたしました次第であります。その点につきまして本日先ず中間報告を申し上げたいと存する次第であります。この事案に對しまして、委員会において取調べましたところの証人は合計二十六人に及びました。又調査委員として直接本人に面談したものは三十二人に及んでおる次第であります。又人を預わさずいたしまして、書面を以て報告をなさしめ、審理の審理の対象となりましたものが三十八件であるのであります。合せまして九十六事項に對しまして調査をいたしました結果、調査会におけるところのこれらに關するところの記録は約千枚に及んだ次第であるのであります。

従ひまして、この中間報告をいたします場合には、これを悉く申上げるの時間を要するものでありますから、

ここにはその略を申し上げまして、詳細の点に對しましては、速記録並びに當委員会から本院に提出するところの調査報告書を以て、その内容の詳細については皆様に對して御了承を賜りたいと存する次第であります。

この本論に入りまして前に、先ず我が調査会の目的につきまして一言申し上げて置きたいと存する次第であります。今日、日本の建設に當りまして、即ち新日本建設に當りまして、民主主義の確立、民主主義の徹底これを根幹としておることは皆様に對して十分御了承のことと存する次第であります。従つて立法の上におきましても、司法の上におきましても、行政の上におきましても、社會制度の上におきましても、經濟の上におきましても、文教の上におきましても、すべてがこの線に沿うて、我々は一日も早く民主主義國家といたしまして、世界に伍して恥かしからざることをの國を建設しなくてはならぬと思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)連合軍におきましても亦この民主主義の國家として再建せらるることの一日も速かならんことを期待しておることは、これ亦疑わなところの事實であるのであります。従ひまして我々政治に在る者といつたしましては、立法の面は申すまでもなく、その他の面に對しますところの民主主義の徹底が如何程に進展しておるか、如何程に確立せられておるかということに對しましては、常に重大なる關心を持つてこれに我々は処してはならぬと思ふのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)然るに我が日本の司法権の運用上におきまして、遺憾ながらこの大切なところの民主主義の確立ということに相悖するがごとき観を呈するがごとき事案の取扱ひ方がしばしば見得るところの現状にあることを非常に遺憾とす

るところであるのであります。これは若し意識的に超國家主義者を擁護するといふようなことがありたいとしたらば、これは、これは非常に日本の今日の在り方に対するところの反逆であるのであります。併しながら、我々の心配する今日の司法制度の上におきましては、さういふことは毫末もあり得ないことを確信しておる次第であります。(「その通り」と呼ぶ者あり)又少くともかような民主主義に相反するところの事案に對するところの司法官の見解というものが、若しこれを容認するがごとき態度を示すという場合におきましては、この考え方の及ぶところの結果というものは、積極的にこれを擁護する場合と相等しい結果を招來するのであります。又これを消極的に「本論本論」と呼ぶ者あり(默認するといふような場合におきましても亦さういふ結果を招來するのであります。かような次第でありますから、我々といつたしましては、今日の裁判の運用の上におきまして、裁判官が我々の期待するところの新日本建設の線に沿うてその司法権の運用せらるることを希求して止まないものであります。(「ゆつくりやつてくれ、ゆつくり」と呼ぶ者あり)又今日の日本の國際情勢下に置かれるところの地位に鑑みまして、例へば日本の食糧政策に對して、マッカーサー元帥は世界連合國に向つて、日本の食糧政策確保のために一二の反對あるものをもちこれを押し以て遠洋漁業を許可しておる次第であります。かような場合におきましては、その許可せられたところの遠洋漁業といふものは八千万國民の食生活の一環であり、生死の境を左右するものであると言わなくてはならん。又マッカーサー元帥の取られるところの行動そのものは、日本の占領政策の良き方面に貢獻することは疑わな

ところの事業であるのであります。然らば、かような場合におきましては、國際間の事情並びに八千万國民の食生活に對するところの考慮といふことを考え合はせて、これが審理を促進しなくてはならないと考えらるるのであります。又これを取扱わなくてはならぬと考えるのであります。若し司法官にいたしまして、漫然事件そのものに囚われまして事件そのものの處理というところに没頭したしまして、視野を狭くし、廣く視野を持たざるということに及ぶに至るならば、それは日本の民主主義國家の再建を阻害するものであり、少くともこれに對しまして相反するところの結果を招來するところの正しき方向を示したいと、かように考えたのがこの調査委員会を開催したゆゑであるのであります。ここで問題になることは、或いは結論をお急ぎになるかも知れませんが、大切な事項でありますから、どうかこの点は御了承を賜つてお聴取りをお願いしたいと思います。(「同感」と呼ぶ者あり)我が國が憲法六十二條に基きまして、國政調査をする権限、これが果して司法権にまで及ぶかどうか、これは今日の憲法の解釈の上におきまして、又國會といたしましても重大なるところの責任を有することは言ふまでもないのであります。若し誤つて六十二條に司法権の調査に對するところの権限なしという場合におきましては、國會がこの調査に手を染めた場合におきましては、取りも直さず違憲の結果を招來するのであります。故に我々といつたしましては、この点に對して諸外國の學說、並びに新憲法制定當

七五五

は何ら聞知せざるころの事実によりまして、非常な迷惑を被つたと言わなくてはならぬであります。

第四に、本件拘留執行の取消に關し、妥當を欠く措置があつたかどうか。問題となりまして、この尾津の執行停止、いわゆる仮釈放の件であるのであります。これは非常に複雑でありまして、その調査に對しましては十分意を注いでその結果を求めたのであります。これを要約して申し上げますれば、少くともこの事案におきまして、尾津を執行停止の方法において釈放したことは妥當でなかつたという結論に到達することでありまして、御承知の通り、我が日本の刑事訴訟法の手続の上におきましては、逃亡の虞のある場合、証拠滅滅の虞のある場合、一定の住所を有しない場合、さうな條件を具備した場合には、さうな拘留をいたしますが、かような事実が解消した場合には、おきましては、これを保釈決定して身柄を釈放すべきが法理の上においては当然の措置であるのであります。然るに、尾津事件は九月初旬におきましてすべて結審に至つておるのでありますから、その状態におきましては、或いはこの保釈の手段によつて釈放するならば或いは問題がなかつたのかも存じませんが、併しなからその場合におきましても、本人は徹頭徹尾事実を否認してゐる次第でありますから、その場合におきまして、若し控訴いたしました場合におきまして、控訴審において証拠滅滅の結果を見ようとなつたことを認めて釈放しないというようなことを、取扱の上においてはあり得るのであります。一に係つて裁判所のその場合におけるところの認定に依つてのみであります。然るに本件の場合におきましては、關係弁護人から前後七回に亘りまして保釈の申請がされておつた

です。その五回までは、いわゆる本件解の爲めに被告の釈放を必要とする、或いは被告の事業の爲めに被告の身柄の釈放を必要とするというやうなことを主として理由として、保釈の申請がされておつたのであります。第五回以後におきましては、主として被告の病状を理由として、主として被告が拘禁に堪へ得ないところを理由にいたしまして、これが申請がなされたのであります。然るに裁判所は、この病氣に對しまして、この認定は一拘置所の医者の診断書を基本にいたしまして、而もその拘置所の医者の診断書は前後五回に亘つて提出せられておるのであります。その診断書の内容はいろいろ書かれておりますが、要するに拘禁性精神病といふところの病名である、勿論胃腸病或いは睡眠不足といふところのことが書かれておりますが、かような拘禁性精神病といふものは、我が医学界におきましては未だ曾てない病氣であります。拘禁性精神病はありますけれども、その前提をなすところの精神病といふことになりまして、やや精神病の軽いものといふ意味にこの病名の表現を、我々は解する次第であります。又医者の自身の質問の結果によつてさういふ説明がされておるのであります。然る場合におきましては、この病氣が大凡拘禁せられたものは、すべて大体において精神を悩ま、衰弱して行くことは、これは我々が常識的に見るところの結果であるのであります。これを以て身柄を釈放するといふことになりまして、おおよそ日本全体の拘禁者に拘禁に堪へ得ないものは、あり得ないことになつておるのであります。故にこの拘禁に堪へ得るか、否かといふことは、この場合におきましては、その医者の報告と相俟ちまして、他の帝

大なり、或いはその他の大学なり、信頼し得るところの外の医者と両方の診断と相俟つて、果して拘禁に堪へ得るか否かといふことを検討して、さうしてその取扱の方をなされたならば、かような結果を招来することがなかつたと思ふのであります。果せるかな、拘禁に堪へないといつて、釈放したところの尾津そのものは、九月十二日に釈放され、その晩は直かに自分の家に泊り、釈放の條件をいたしまして、帝大病院にその住居を制限せられておつたのであります。少くとも釈放と同時に、その制限住所において生活をなしてはならぬところの決定であるのであります。然るに釈放後夜は病院に赴かずして、自己の家に居ておつたのであります。而してその翌日は病院におり、その翌日十四日は、愛人、第二の愛人の許に到り、四日目の十五日は第三の愛人と行を共にしておるのであります。さうな結果から見まして、果してこれが拘禁に堪へないといふことは言ひ得ないといふことは明らかであります。かような点を詳細に申上げておればきりませんが、要するに、裁判所の取つたところの行動といふものは妥當でなかつたといふ結論に到達した次第であります。

第五に、本件裁判は遅延してないかどうか、これはこの種の事件に對して、少くとも裁判所は相當なところの関心をもちまして、速かに事件を審理判決すべきところの態度に出たことはならぬと思ふのであります。本件の審理状態は、第一回の犯罪事実に對するところの審理は、誠に速かにこれが終結しておるのであります。即ち暴力行爲取締規則違反といつたしまして、最高の三年が求刑されました。さうして事件は追起訴を待つために、そ

れから中止になつておるのであります。追起訴の捜査のために一月初旬まで費やしまして、一月初旬におきましては、第二回の追起訴が行われまして、これが審理が非常に遅れておるといふことは、疑いないところの事實であります。その原因は第一回の場合に於て、松本、伊藤、一松と、こゝろの判事諸君を轉属せられまして、獨立の部を構成して、それによつてこれを審理せしめたのでありますから、いわゆる専任部が一事件のみを審理進行してゐたのであります。併し追起訴の分には對しましては、先にいふやうな問題を惹起した關係上、新たに部を設けずいたしまして、本來の部において他の事件と混同いたしまして、他の事件を取扱つて進行して、本件の審理も継続された次第であります。さうな關係上審理が非常に遅れてゐたのであります。少くとも、かような場合には、さうな東京地方裁判所長、いわゆる司法行政の責任者たるところの裁判所長は、これに對しまして適當の司法行政措置を講ずべきことは、當然な事柄であります。然るに事ここに出でずいたしまして、漫然本來の部をいたしまして、この事案を進行せしめた結果、事件の審理判決が遅延したといふことになつたことは、少くともその行政措置において、妥當を欠くものと我々委員会といたしましては認めざるを得なかつたのであります。

第六に、係判事は、本件の特殊性に關し、如何なる認識を持つておつたか、この点であります。かようないはゆる舊の飯島尾津そのものをしつて言ひますれば、自分は關東の飯島一家に属し、弟分の養子となつて、い

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

ゆる飯島の分派の二代目を相続しておる松田一家です。流れてあるといふように申しております。さうして自分の子分、孫分を集めれば、総人員は三万人に及ぶとか言つておるのであります。或いは三千人に及ぶとも言つておるのであります。かような、いわゆる右翼團體の龐大なる力というものに、かゝつて加えて尾津が持つところの財力、これと相俟つて、この種の團體が如何なる行爲に出るかといふことには對しましては、我々といつたして十分関心を持たなくてはならぬと思ふのであります。アメリカのニューヨークの或る雜誌におきましては、日本のカボネと稱して尾津特報を發行しておるのであります。これが再び日本に輸入されて、いたくこの尾津の構成するところの右翼團體が、日本の將來におきまして非常なる禍根になるのではないかと、いふやうな杞憂を抱くのであります。或いはかような團體が、軍國主義者、全体主義者、極右團體と相關連いたしまして、この或る場合におきまして、これが活動を開始し、以て我々が過去に嘗めたところのあの悲惨な状態に再び進展するやうな結果を招来するといふことになりまして、これは又由々しき大事であるのであります。かような若々しき處をなしたとしまして、この種の右翼傾向を持つところの團體が全國到處に、而もこれらの團體の行動は、御承知のごとく、舊の飯島といつたしまして、その強力なる暴力の力、暴力の力、團體的の背景の威圧力を以ちまして、善良なる國民に對しまして、行爲不行為を要求いたしまして、幾多の國民が、この威圧の前に屈服いたしまして泣いておる。実は、皆様の風に御承知のことと存する次第であります。これに對しまして、先きに全國の街の顔役に対するところの大檢舉

が行われたのであります。言い換えて申しますれば民主主義の再建の途におきましては、この種の團體が將來持つところの基礎、地下政府の傾向を持つところの、この危険性に対しまして、相当な我々は関心を持ちまして、この事件に対するところの解決を図らなくてはならぬと思ふのです。ただ一つの刑事事件、一つの脅迫事件として審理判決することを以て足るのではなくして、日本の再建の観点に立ちまして、この種の事件に対しましては、速かにこれを解決し、以て國民に向うところの規範を示すべきことは、司法関係の係官といたしましては正になさなくてはならぬ仕事ではないかと考える次第であります。(拍手)

かような観点に立つて裁判官というものが馬車馬的に小さな視野を持たず、廣く日本全体のことを考える、日本の向うべきところの大道を弁えまして、審理に立向わなかつたならば、ひとり司法官は往年非難の的となつたところの、あの司法官化石の声を再び聞くことになるのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)我々は尊敬するところのこの司法官が、より以上日本の再建のためにその視野を廣くいたしまして、日本の國民の指導に當つて頂きたいと、かく念願するゆゑにおきまして、裁判官が本件のごとき事案に対しましての認識が甚だ十分でなかつたというところを遺憾ながら皆様に御報告(「その通り」と呼ぶ者あり)するゆゑんであるのであります。

かような次第でありまして、当委員会においてそれらの事件に対するところの調査を進めまして、その結果かような司法官に対する所の態度に對しまして、我々がいかなる機關を設け、如何なる構成においてこれを我々の希望

するところの方向に結びつけるか、或いは如何なる立法措置を要するかといふような点の結論を見出したいと存する次第であります。今日は尾津事件に對しまして、以上調査の結果を簡單ながら中間報告を申上げる次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 報告をいたさせます。
〔宮坂参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。
万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件議決報告書

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加して、万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件、(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕
万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて國會議決第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十九日
参議院議長 松岡 駒吉
参議院議長松平恒雄殿
万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件
万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて、日本國憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國會の承認を求める。
〔佐藤尚武君登壇、拍手〕
○佐藤尚武君 只今上程せられました万国郵便条約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件、これにつきまして、外務委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は六月二十五日閣内閣から予備審査のために本院に送付せられました。が、郵便物に関する技術的面面もありまして、六月二十八日外務通信同委員会との連合委員会を開きまして、予備審査を行いました。

本件の内容の概略を申し上げます。と、万国郵便条約は、國際間の郵便物交換に関する基本的條約でありまして、我が國は明治十年より同條約に參加した。万国郵便連合の二員として、諸外國との間に郵便物交換に関する各般の業務を維持して参つたのであります。

この郵便條約は五年ごとに改正されることになっておりまして、我が國の參加してゐる現行條約は九年前即ち昭和十四年五月ブエノス・アイレスで署名されたものであります。が、今次大戰のため改正が延期され昨年パリで改正會議が開かれました。七月五日に新條約の署名を見ましたのであります。このパリにおける會議には勿論我が國は代表を派遣することができなかった。代表はありますが、スイスのベルンにある万国郵便連合事務局より連合軍司令部を通じて参つたのであります。これによつて見ますと、新條約が現行條約に加えた改正は数多くありますが、技術

的なものが多く、一般的な意義を持つ改正としては、左の三点を挙げ得ると思ひます。
第一は本條約によつて万国郵便連合の專門機關として認められることになり、國際連合と郵便連合との間に兩者の協力に関する協定を結ぶこととなつたことであり、ここで附け加えて御参考まで申し上げます、各國政府間の協定によつて設立せられた國際的責任を有する各種の專門機關は、國際連合憲章第五十七條の規定に従い、國際連合との間に連繫關係を有することに定められておりまして、この種の專門機關としては、現在國際労働機關、ユネスコ、國際連合食糧農業機關、國際民間航空機關、國際電氣通信連合、國際通商基金、國際復興基金、世界保健機關等があり、これに本條約により郵便連合も國際連合の認められた專門機關となつたわけであり、

第二の点は郵便連合に加入する手続が多少嚴重になつたことであり、従來は單にスイス連邦への通告だけで加入できたのを、新條約では、加入通告の外に連合員の三分の二の同意を要することになってあります。

第三の点は日本ドイツ等の加入について、特別の簡易手続を定められておることであり、これらの國については責任當局が、日本の場合は連合軍最高司令官であります。が、この責任當局が適当と判断する時期に、前述の加入手続によらずして、單にフランス政府に対する外交手続による通告のみによつて加入ができるようにしてあるものであります。

以上が改正された郵便條約の要点であり、詳細はお手許にある條約文によつて御承知願ひたいのであります。

次に小包郵便物に関する約定とはどんなものかと申しますと、今回の郵便條約には七つの附随した約定があるものであります。即ち價格表記の書狀、及び箱物、小包郵便物、代金引換郵便物、郵便爲替、郵便振替、現金取立並に新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定等が書いてあります。我が國は今回はその中の小包郵便物に関する約定だけに參加することにしたのであります。

次に國際條約への參加という重要案件が國會の要期も残り少なくなつた今日、急に提出されたという点について、政府側の説明によりますと、郵便業務は、終戦後最高司令部の寛政によつて再開を許されて今日に至つており、その業務は昭和十四年ブエノス・アイレスで締結された條約に準じて行なつて來たのであります。然るにブエノス・アイレス條約は昨年パリで改正されて、その改正條約の効力が来る七月一日、即ち明日であります。が、七月一日から發生することになつておるのであります。この條約への加入については、郵便連合事務局から勧誘があり、又連合軍當局からは六月半ばに加入承認の意向が傳へられたといふことでもあります。尙郵便連合本部から條約の佛文テキストが政府に到着したのは六月八日のことで、爾來長文のテキストの譯訳に手間取り、漸く数日前國會に提出する運びに至つた次第で、会期が迫つてから提出することになつたのは誠に遺憾であるが、前述の通り七月一日の実施期日も迫つており、又本件に關し連合軍當局の示された好意に應えるためにも、急き審議の上承認して欲しいといふことでありました。

次に、質疑の主なるものを申し上げますと、第一は本條約に加入すること

と、

によつて、郵便業務上如何なる取扱いが行われるかという質問でありました。これに對しては、郵便業務はすでに再開されており、新條約に加入しても技術的には殆んど変りはない。ただ平和條約締結前に國際條約に加入を許されたことに意義を認めたいとの政府側の答弁でありました。第二の質問は、加入によつて我が國は如何なる義務を負ふことになるかという問題でありました。これに對しては、加入すれば條約第二十七條によつて國際事務局の經費を分担することになるのである。日本の支拂う分担保金は一等二十五單位であり、この金はワシントンにある最高司令部のトラスト・ファンドを通じて支拂われるものである。日本政府が過去において支拂つて来た額は、一九四四年度においては、朝鮮その他の風領地の分を含めて一万七千スイスフランであり、終戦後は大抵年に一万三千乃至一万九千スイスフランの見当であつたと、そういう答弁でありました。第三の質問は、参加に決した場合に、これに關連して國內的に法律乃至は政令を出す必要があるかどうかという質問でありました。これに對しては、日本政府から佛國外務省に對して外交文書によつて加入を申込み足りるという答弁でありました。

大抵以上のような質疑應答が行われたのでありますが、結局本件は、終戦後我が國が初めて國際條約に参加を許されるものであり、又適合軍當局の好意によるものであり、審議に十分の時間が與えられなかつたことは遺憾ではあります。本件は承認して差支えないものと認めた次第であります。

次いで昨六月二十九日、本件は衆議院から正式に送付して参りましたので、本三十日外務委員会を開きまして、討論を省略して採決に入りましたところ、

全員一致本件は可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上を以て外務委員会の審査報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決を行います。本件は委員長報告の通り承認を與えることに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決定いたしました。

○副議長(松本治一郎君) この際議事日程の順序を変更して、日程第十より第二十二までの諸議を一括して議題とすることと御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事小野君。

〔審査報告書は都合により第六十号に掲載〕

○小野君(登壇、拍手) 只今議題となりました諸議第六十三号、旧南海鐵道山手線拂下げに關する諸議外十二件の委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告いたします。各諸議につきましては、紹介議員の熱心な説明と、これに對する政府の詳細な説明がありましたが、ここでは簡単にその要点を御報告申し上げます。

先ず諸議の第六十三号、旧南海鐵道山手線拂下げに關する諸議、第二百十七号、旧産業セメント鐵道後藤寺、糸田兩線の拂下げに關する諸議、第二百五十八号、旧小倉鐵道線拂下げに關する諸議、第二百九十九号、買収の地方鐵道線拂下げに關する諸議、第三百三十七号、富山港鐵道線拂下げに關する諸議、第三百三十八号、旧播磨鐵道線拂下げに關する諸議、第三百三十九号、旧鶴見臨港鐵道線外三地方鐵道線拂下げに關する諸議は、いずれも戦時中政府が買収し下げた地方鐵道會社の路線の還元拂下げを希望する諸議でありまして、諸議者及び沿線町村長の多數が、たび／＼運輸大臣にも陳情いたし、又第一回國會にも諸議があつたのであります。願意の大きさを申上げますと、これら拂下げ諸議の路線は、戦時中戦争遂行の目的から政府に強制買収せられたものであつて、平和の今日においては、このような地方的の路線は國有鐵道が運営する必要がなければかりでなく、却つてサービスが低下して沿線の住民も迷惑しておるから、これを元の會社に還元する意味で拂下げをして欲しいという願意であります。右につき専門調査員より資料の提出と調査の報告とがありましたが、その概要を申し上げますと、これらの買収線の多くは戦時中の買収の目的は解消しておる。例えば青森、南部、鶴見臨港線は、新潟揚げの石炭を浜川崎地帯に輸送する補助的ルートと考へたことが買収の一つの理由でもあつたが、現在そのようなルートは考へられなかつた。播磨線は青野ヶ原の戦車隊の重戦車を輸送することが買収目的の一つであつたが、勿論今は解消しておる。その他買収鐵道沿線の軍需工業は、いづれも生産停止か生産激減のため、現在は會社時代より遙かに貨物輸送の数量が減少しておるということでありました。又これらの路線の多くは地方的路線であるため、國鉄は手が廻りかね、サービスは會社時代より遙かに落ちておる。旅客列車の回数で見ると、一般の地方鐵道の回復率が九〇％を超えてゐるにも拘わらず、これらの買収線の回復率は平均六〇％ぐらゐで、中には昔の二〇％しか動かしでない線もあるし、營業休止路線もまだそのまゝになつておる。又貨物輸送においても重要輸出貨物が滞貨の山を成している路線もあるというところであります。又これらの路線の現在の運賃状態は大体赤字であり、中には収入に對して経費が八倍という路線も二三あるということでありました。併し一方鐵道幹線との繋りを考へて拂下げをするのは無理ではないかと考へる路線もあるということとでございました。

次に、政府はこれに對する意見はと申しますと、全面的に拂下げに反對するわけでは決してないものであります。國鉄幹線との關連において拂下げ是非の検討や、拂下げをするとしてその評價の問題、人員引継の問題等いろいろむづかしい問題があるから、いづれ國有鐵道審議會に諮問して拂下げの決定をするつもりであるという趣旨の答弁が、運輸大臣及び鐵道總局長よりございました。審議の結果は更に調査研究を進めるのが適當であるという意見もございましたが、本諸議は従前より問題であるにも拘わらず、政府が一向調査研究をせずに見送つてゐることとは、誠に民意を無視するものと言わざるを得ない。政府はその言明通り速かに調査研究の上拂下げをすべきものは拂下げすることに始末をつけるべきであるという意見を附し、これを内閣に送付するのが適當であるというふうに全員一致議決いたしました次第でございます。

次に、諸議の第四百六十六号、木津川架橋位置變更に關する諸議であります。國鉄東線と西成線とを結ぶ大阪市環狀線は木津川に架橋することに、目下計画中の架橋位置では川の利用價值が下るから、位置を變更して欲しいという趣旨の諸議でありまして、

して、政府の説明は環狀線は資材、予算等の關係でそう早急には実現できない、実施の際に十分考慮しようということでありまして、審議の結果は願意は大體適當と思はれるから、政府において考慮研究をするのが至當であるとして、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、第五百三十三号、羽幌町、遠別村間に鐵道を敷設することに關する諸議、第六百七十号、日田線の全通促進に關する諸議及び第七百五十四号、青森、釧路間鐵道復旧工事完成に關する諸議は、いずれも沿線に資源も多いし、交通量も相當あるのだから、新線の敷設又は撤去線の復旧を行なつて欲しいという趣旨の諸議でありまして、審議の結果は願意適當と思はれるから、内閣に送付を要するものと議決いたしました次第でございます。

次に、諸議第六百六十五号、札幌地区鐵道復興計画促進に關する諸議であります。札幌地区は近年客貨が増大し、鐵道線、停車場その他の設備が著しく不備であるから、かねて計画中の鐵道復興計画を進めて欲しいという趣旨の諸議でありまして、政府の意見といたしましては、これは尤もな諸議であつて、當局としてもその必要を認め、事情の許す限り促進するつもりであるという説明があり、審議の結果はこれを採択し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、六百八十六号、私鉄羽後鐵道の災害復旧費國庫補助に關する諸議であります。その願意の大部分は、羽後鐵道は昭和二十二年三度豪雨による洪水のため線路が破壊されて、不通となり、通勤、通學者の往來、物資輸送に多大の不便を與えてゐるから災害復旧工事について補助をせられたら欲しいという趣旨の諸議でありまして、政

府の説明は環狀線は資材、予算等の關係でそう早急には実現できない、実施の際に十分考慮しようということでありまして、審議の結果は願意は大體適當と思はれるから、政府において考慮研究をするのが至當であるとして、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、第五百三十三号、羽幌町、遠別村間に鐵道を敷設することに關する諸議、第六百七十号、日田線の全通促進に關する諸議及び第七百五十四号、青森、釧路間鐵道復旧工事完成に關する諸議は、いずれも沿線に資源も多いし、交通量も相當あるのだから、新線の敷設又は撤去線の復旧を行なつて欲しいという趣旨の諸議でありまして、審議の結果は願意適當と思はれるから、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、諸議第六百六十五号、札幌地区鐵道復興計画促進に關する諸議であります。札幌地区は近年客貨が増大し、鐵道線、停車場その他の設備が著しく不備であるから、かねて計画中の鐵道復興計画を進めて欲しいという趣旨の諸議でありまして、政府の意見といたしましては、これは尤もな諸議であつて、當局としてもその必要を認め、事情の許す限り促進するつもりであるという説明があり、審議の結果はこれを採択し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、六百八十六号、私鉄羽後鐵道の災害復旧費國庫補助に關する諸議であります。その願意の大部分は、羽後鐵道は昭和二十二年三度豪雨による洪水のため線路が破壊されて、不通となり、通勤、通學者の往來、物資輸送に多大の不便を與えてゐるから災害復旧工事について補助をせられたら欲しいという趣旨の諸議でありまして、政

府の説明は環狀線は資材、予算等の關係でそう早急には実現できない、実施の際に十分考慮しようということでありまして、審議の結果は願意は大體適當と思はれるから、政府において考慮研究をするのが至當であるとして、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、第五百三十三号、羽幌町、遠別村間に鐵道を敷設することに關する諸議、第六百七十号、日田線の全通促進に關する諸議及び第七百五十四号、青森、釧路間鐵道復旧工事完成に關する諸議は、いずれも沿線に資源も多いし、交通量も相當あるのだから、新線の敷設又は撤去線の復旧を行なつて欲しいという趣旨の諸議でありまして、審議の結果は願意適當と思はれるから、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、諸議第六百六十五号、札幌地区鐵道復興計画促進に關する諸議であります。札幌地区は近年客貨が増大し、鐵道線、停車場その他の設備が著しく不備であるから、かねて計画中の鐵道復興計画を進めて欲しいという趣旨の諸議でありまして、政府の意見といたしましては、これは尤もな諸議であつて、當局としてもその必要を認め、事情の許す限り促進するつもりであるという説明があり、審議の結果はこれを採択し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、六百八十六号、私鉄羽後鐵道の災害復旧費國庫補助に關する諸議であります。その願意の大部分は、羽後鐵道は昭和二十二年三度豪雨による洪水のため線路が破壊されて、不通となり、通勤、通學者の往來、物資輸送に多大の不便を與えてゐるから災害復旧工事について補助をせられたら欲しいという趣旨の諸議でありまして、政

府の答弁も、地方鉄道の災害復旧は極めて重大に考へてゐるので善処したいといふ意味の答弁でありまして、審議の結果は鉄道の不通は地方住民に多大の苦痛を與へるものであるから、至急復旧を圖らなければならぬ、本請願の趣旨は妥當と思はれるから、成るべく速かに願意に副うようこれを内閣に送付するのが適當であるといふことに議決いたしました。以上簡単に御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君)別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸議は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕
○副議長(松本治一郎君) 議員起立と認めます。よつてこれらの諸議は委員長報告通り全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後四時二十二分開会

○議長(松平恒雄君)休憩前に引き続き、これより會議を開きます。この際日程に追加して、行政官廳法等の一部を改正する法律案、厚生省官制の一部を改正する法律案、法務廳設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事太田敏兄君。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕

行政官廳法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十六日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)附則第二項、經濟安定本部令(昭和二十二年勅令第九十三号)附則第二項及び日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一條の三(中)六月三十日「を」國家行政組織に関する法律が制定施行される日の前日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕
厚生省官制の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十六日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
厚生省官制の一部を改正する法律案

厚生省官制の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
法務廳設置法等の一部を改正する法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
法務廳設置法等の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。

第三條中「六局」を「七局」に、「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、「予防局」の次に「藥務局」を加える。
第四條及び第四條ノ二中「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、第四條第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。
四 水道、下水道及清掃衛生ニ關スル事項
第五條第一号中「及藥事」及び同條第二号を削り、第三号を第二号とする。
第五ノ二各号を次のように改める。

一 保健所ニ關スル事項
二 疾病ノ予防ニ關スル事項(但シ公衆衛生局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク)
第五條ノ三 藥務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 藥事ニ關スル事項
二 衛生資材ニ關スル事項

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕
法務廳設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
法務廳設置法等の一部を改正する法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
法務廳設置法等の一部を改正する法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年六月二十八日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
法務廳設置法等の一部を改正する法律案

第一條 法務廳設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「昭和二十三年七月一日」を「昭和二十四年一月一日」に、「同條第二項中昭和二十三年六月三十日」を「昭和二十三年十二月三十一日」に、「同年七月一日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。
第二條 昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第十号)正の一部を次のように改正する。
第四條中昭和二十三年六月三十日「を」昭和二十三年十二月三十一日「に」改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔太田敏兄君登壇、拍手〕
○太田敏兄君 只今議題に上りました行政官廳法等の一部を改正する法律案について御報告いたします。

本法案は、國家行政組織に関する法律並びにこれに基く各省設置法案等の制定を見るまで、現行の行政官廳法等の一部を改正して、暫くその効力を延長しようとするものであります。御承知のごとく國家行政機構の改革問題は、國家再建の基本的な重要案件でありまして、政府よりは先般行政機構の組織に関する基本法と申すべき國家行政組織法案の提出を見たのであります。續いてこれに基く各省設置法案が次々と提出されたのであります。然るに決算委員会におきまして審議の結果、國家行政組織法案につきましては、重大なる修正を見ることがなりましたので、各省設置法案も從つて根本的な修正を必要といたしました。政府は各省設

置法案等は大体これを撤回するに至つたのであります。その結果といたしまして、國家行政組織法案を初め、各省設置法案の制定施行を見るまで、當分の間現行の行政官廳法等の一部を改正して、その効力を延長する外ない事情に立ち至つたのであります。本委員会におきましては、十分この間の事情をも了承いたしました。全会一致、異議なく本法案を可決したのであります。以上御報告申し上げます。

次に、厚生省官制の一部を改正する法律案の審議並びにその結果について御報告申し上げます。現在の厚生省における衛生行政機構は、公衆保健局、醫務局、予防局、引揚援護院検査局の四局でありまして、本案は藥事行政の重要性に鑑みまして、藥務局を設置し、公衆保健局の名称を公衆衛生局に改め、尙最近の情勢の変化に伴ひまして、予防局及び公衆衛生局の所掌事務に所要の調整を加えようとするのであります。尙検査局は廢止されますので、行政機構は全体といたしましては擴大するのではないのであります。

本案は極めて簡單なものでありまして、別に大した論議もなく、本委員会におきましては全会一致を以て可決すべきものと決定せられた次第であります。

更に、法務廳設置法等の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。昨年十二月に法務廳設置法が制定せられました当時、政府では少年の保護に関する機構を速かに整備いたす予定でありまして、爾來その研究を熱心に重ねておりましたが、この程漸く成案を得まして、少年法改正案が最近に國會へ提出されたのであります。この改正法及びこれに関連して提出されるべき他の法令の制定及びその施行準備のた

めには今後尙相当の期間を要すること
が明らになつたのであります。それ
で次のような問題が起つて参つたので
あります。第一、法務総裁は私立の嫡
正施設に関する事務を管理するが、但
し本年七月一日からはその運営につ
いて厚生大臣と協議しなければなら
ない規定されておるのを、明年一月一
日から改めたい。第二、法務総裁は本
年六月三十日までは、少年の保護に
関する事務を引き続き管理すると規定
してあるのを、本年十二月三十一日
までと改めたい。第三、罪を犯す虞
のある少年に關する事務は、本年七
月一日から法務総裁の管理を離れて、
これを厚生大臣の管理に移すと規定
してあるのを、明年一月一日から改
めたい。第四、法務施設設置法の中
に、少年裁判所と規定してあるのを、
本年六月三十日までは、少年審判所
と読み替へると規定してありますが、
これを本年十二月三十一日までと改
めたいといふのがこの法案提出の要
旨であります。

当委員会におきましては、法案の審
議に當りまして別段意見もなく、事
情止むを得ざるものといたしまして
全員の一致、これを可決すべきものと
議決いたしましたのであります。以上
御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言も
なければこれより採決いたします。三
案全部問題に供します。三案に賛成
の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認
めます。よつて三案は全会一致で可
決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追
加して、民生委員法案、審事法案、
國家公務員共済組合法案(内閣提出、
衆議院送付)、以上三案を一括して議
題

とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。厚生委員長塚本重敏君。

〔審査報告書は都合により第六十
号の末尾に掲載〕

民生委員法案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國會議法第八十三條により送付
する。

昭和二十三年六月二十六日

衆議院議長 松岡 陶吉

參議院議長 松平恒雄

民主委員法案

民生委員法

第一條 民生委員は、社会奉仕の精
神をもつて、保護指導のことに當
り、社会福祉の増進に努めるもの
とする。

第二條 民生委員は、常に、人格
見の向上と、その職務を行う上に
必要な知識及び技術の修得に努め
なければならない。

第三條 民生委員は、市(特別区)を
含む。以下同じ。町村の区域にこ
れを置く。

第四條 民生委員の定数は、厚生大
臣の定める基準に従ひ、都道府縣
知事が、前條の区域ごとに、その
区域を管轄する市町村長(特別区
の区長を含む。以下同じ。)の意
見をきいて、これを定める。

第五條 民生委員は、都道府縣知事
の推薦によつて、厚生大臣がこれ
を委嘱する。

2 前項の都道府縣知事の推薦は、
市町村に設置された民生委員推薦
会が推薦した者について、都道府
縣に設置された民生委員審査会の

意見をきいてこれを行う。

第六條 民生委員推薦会が、民生委
員を推薦するに當つては、当該市
町村の議會(特別区の議會を含む。
以下同じ。)の議員の選挙権を有
する者のうち、人格識見高く、廣
く社会の実情に通じ、且つ、社会
福祉の増進に熱心のある者であつ
て兒童福祉法(昭和二十二年法律
第百六十四号)の兒童委員として
を行ななければならぬ。

第七條 都道府縣知事は、民生委員
推薦会の推薦した者が、民生委員
として適當でないとき、民生委員
審査会の意見をきいて、その民生
委員推薦会に對し、
民生委員の再推薦を命ずることが
できる。

2 前項の規定により都道府縣知事
が再推薦を命じた場合において、
その日から二十日以内に民生委員
推薦会が再推薦をしないときは、
都道府縣知事は、当該市町村長及
び民生委員審査会の意見をきいて、
民生委員として適當と認める
者を定め、これを厚生大臣に推薦
することができる。

第八條 民主委員推薦会は、委員長
一人及び委員若干人でこれを組織
する。

2 委員は、市町村長が市町村の議
会の議員、社会事業の実施に關係
のある者、その他学識経験のある
者の中から、市町村の議會の意見
をきいて、これを委嘱する。但し、
議會の議員の中から委嘱される
委員の数は、委員總数の四分の一
以内でなければならない。

3 委員は、当該市町村の議會の議
員の選挙権を有する者でなければ
ならない。

4 委員長は委員の互選とする。

5 前四項で定めるものの外、委員
長及び委員の任期並びに委員長の
職務その他民生委員推薦会に關し
必要な事項は、政令でこれを定め
る。

第九條 民生委員審査会は、委員長
一人及び委員九人以内でこれを組
織する。

2 委員は、都道府縣知事が都道府
縣の議會の議員、社会事業の実施
又は兒童労働に關係のある者、そ
の他学識経験のある者の中から
これを委嘱する。但し議會の
議員の中から委嘱される委員の
数は、三人以内でなければならない。

3 委員は、当該都道府縣の議會の
議員の選挙権を有する者でなけれ
ばならない。

4 委員長は、委員の互選とする。

5 前四項で定めるものの外、委員
長及び委員の任期並びに委員長の
職務その他民生委員審査会に關し
必要な事項は、政令でこれを定
める。

第十條 民生委員は、名譽職とし、
その任期は三年とする。

第十一條 民生委員が左の各号の一
に該当する場合においては、厚生
大臣は、前條の規定にかかわらず、
都道府縣知事の具申に基いて、こ
れを解職することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又
はこれに堪へない場合
二 職務を怠り、又は職務上の義
務に違反した場合
三 民生委員たるにふさわしくな
い非行のあつた場合

2 都道府縣知事が前項の具申をする
に當つては、民生委員審査会の
同意を解なければならない。

第十二條 前條第二項の場合にお
いて、民生委員審査会は、審査をな
すに際して、あらかじめ本人に對
してその旨を通告しなければならない。
ない。

2 前項の通告を受けた民生委員
は、通告を受けた日から二週間以
内に、民生委員審査会に對して意
見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意
見を述べた場合には、民生委員審
査会は、その意見をきいた後でな
ければ審査をなすことができない。
い。

第十三條 民生委員は、その市町村
の区域内において、担当の区域又
は事項を定めて、その職務を行
うものとする。

第十四條 民生委員の職務は、左の
通りとする。

一 常に調査を行い、生活状態を
審かにして置くこと。
二 保護を要する者を適切に保護
指導すること。
三 社会施設と密接に連絡し、そ
の機能を助けること。

2 民生委員は、前項の職務を行
う外、必要に應じて、生活の指導
を行う。

第十五條 民生委員は、その職務を
遂行するに當つては、個人の人格
を尊重し、その身上に關する秘密
を守り、人種、階級、性別、社会
的身分又は門地によつて、差別的
又は優先的な取扱をすることな
く、且つ、その処理は、実情に即
して合理的にこれを行わなければ
ならない。

第十六條 民生委員は、その職務上
の地位を政黨又は政治的目的のた
めに利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員

は、第十一條及び第十二條の規定に従ひ解職せられるものとする。

第十七條 民生委員は、その職務に關して、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、保護を要する者に関する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に關して必要な指示をすることが出来る。

第十八條 都道府縣知事は、厚生大臣の定めるところにより、民生委員の指導訓練に關して計画を樹立し、これを実施しなければならぬ。

第十九條 都道府縣は、民生委員の指導訓練に従事する吏員を置かなければならぬ。

2 前項の吏員は、社会事業に関する学識経験のある者の中からこれを任用しなければならぬ。

3 第一項の吏員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十條 民生委員は、都道府縣知事が市町村長の意見をきいて定めを区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならぬ。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合において、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一條 民生委員協議会に、常務委員一人を置く。

2 常務委員は、当該民生委員協議会を組織する民生委員の互選とする。

3 常務委員の任期は一年とする。但し、再任することができる。

4 常務委員は、民生委員協議会の常務を掌り、民生委員協議会を代表し、その會議の議長となる。

5 前四項で定めるものの外、常務委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

6 常務委員は、政令の定めるところにより、常務委員協議会を組織する。

第二十二條 都道府縣知事は、必要があるとき、関係市町村長、関係市町村長（京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市中においては市長とする。以下同じ。）その他適當なる者を民生委員協議会の組織に加はせることができる。

2 関係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員協議会に出席し、意見を述べなければならない。

第二十三條 民生委員協議会は、毎月一回以上、これを開催しなければならない。

第二十四條 民生委員協議会の任務は、左の通りとする。

一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

二 民生委員の職務に關する連絡及び統制をすること。

三 必要な資料及び情報を集めること。

四 民生委員をして、その職務に關して互に勵まし、研究及び修養をさせること。

五 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に關して必要と認める意見を關係各該に具申することができる。

第二十五條 厚生大臣の指定する市は、民生委員協議会の事務の処理と、保護を要する者の便宜とを圖

るために、民生委員協議会の区域ごとに、政令の定めるところにより、民生委員事務所を設置しなければならない。

2 前項の民生委員事務所には、専任の吏員を置かなければならぬ。

3 前項の吏員に關しては、第十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十六條 民生委員、民生委員推薦会、民生委員審査会、民生委員協議会、常務委員協議会及び民生委員の指導訓練に關する費用は、都道府縣の負担とする。

第二十七條 第二十五條の規定による民生委員事務所に關する費用は、市の負担とする。

第二十八條 國庫は、左に掲げる費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、その定める基準に従ひ、その二分の一を補助する。

一 第二十六條の規定により都道府縣が負担した費用

二 第二十七條の規定により市が負担した費用

第二十九條 都道府縣は、第二十七條の規定により市が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、その定める基準に従ひ、その四分の一を補助する。

附 則

第三十條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十一條 民生委員令（昭和二十一年勅令第四百二十六号）は、これを廢止する。

第三十二條 この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員の職にある者は、この法律により民生委員を委嘱されたものとする。但

し、その任期は、この法律施行の日から三年とする。

第三十三條 この法律施行の際、現に民生委員令による民生委員推薦委員会又は民生委員銓衡委員会の委員の職にある者は、夫、この法律により民生委員推薦会又は民生委員審査会の委員を委嘱されたものとする。但し、その任期は、政令でこれを定める。

第三十四條 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

第三十五條 兒童福祉法の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「民生委員令」を「民生委員法」に改める。

〔審査報告書は都合により第六十号の末尾に掲載〕

藥事法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月二十六日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平 恒雄殿

（小字及びローンは衆議院修正）

藥事法案

第一章 總 則

（法律の目的）

第一條 この法律は、藥事を規整し、これが適正を図ることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「藥事」とは、医薬品、用具又は化粧品製造、調剤、販賣又は授與及びこれらに關連する事項をいう。

2 この法律で「藥劑師」とは、主として医薬品の調製、鑑定、保存、調劑及び交付に關する業務を行つて、厚生大臣の免許を受けたものをいう。

3 この法律で「藥局」とは、藥劑師が調劑する場所であつて、都道府縣知事により登録されているものをいう。

4 この法律で「医薬品」とは、左の各号に掲げる物をいう。但し、用具を除く。

一 公定書に收められたもの

二 人又は動物の疾病の診斷、治癒、輕減、処置又は予防に使用することと目的とされ、かつ、その機械に影響を與えることが目的とされているもの（食品を除く。）

四 前各号に掲げるものの構成の一部として使用されているもの

5 この法律で「新医薬品」とは、その化学構造式、組成又は適應が一般には知られていない医薬品をいう。

6 この法律で「用具」とは、左の各号に掲げる物をいう。

一 人又は動物の疾病の診斷、治癒、輕減、処置又は予防に使用することが目的とされている器具、器械又は裝置

二 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を與えることが目的とされている器具、器械又は裝置

7 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、又は容ぼうを變えるために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用することが目的とされている物又はその構成の一部

として使用されている物をいう。
8 この法律で「公定書」とは、薬局
方、医薬品集又はこれらの追補を
いう。

9 この法律で「薬局方」又は「医薬
品集」とは、日本薬局方又は國民
医薬品集の最新版をいう。

10 この法律で「標示」とは、医薬
品、用具又は化粧品等の直接の容器
又は直接の被包（内袋を含みま
ない）に記載される文字、図形その
他の表示をいう。直接の容器又は
直接の被包が小賣のために包装さ
れている場合には、この法律又は
この法律に基く省令により標示中
に記載すべき表示と同様の表示を
外部容器又は外部被包に記載する
か、又は標示が外部容器又は外部
被包を透過して容易に読み得なけ
ば、これを標示とすることができ
ない。

11 この法律で「表示書」とは、医薬
品、用具若しくは化粧品又はこれら
の容器若しくは被包に記載される
文字、図形その他の物又は医薬
品、用具若しくは化粧品に添付す
る文書若しくは図面をいう。

12 この法律で「毒薬」又は「劇薬」と
は、人又は動物の身体に、これが
攝取され、吸入され、又は外用さ
れた場合に、極量が致死量に近い
ため、蓄積作用が強い、又は
薬理作用が激しいため、人又は動
物の機能に危害を與え、又は危害
を與える虞がある医薬品であつて、
厚生大臣の指定したものをいう。

第二章 薬剤師

第三條 薬剤師にならうとする者
は、省令の定めるところにより、
手数料を納めて、厚生大臣の免許
を受けなければならない。

2 薬剤師免許は、左の各号の一に
該当する者でなければ、これを與
えない。

一 薬剤師國家試験に合格した
者

二 厚生大臣の指定した外國の藥
劑師免許を受けた者で、厚生大
臣が適當と認めたもの

3 薬剤師免許を受けていない者
は、薬剤師の名称を用いてはな
らない。

第四條 薬剤師免許は、左の各号の
一に該当する者には、これを與え
ない。

一 年齢二十年未満の者、禁治産
者又は準禁治産者

二 精神病者

三 おし、つば又は盲の者

第五條 薬剤師免許は、左の各号の
一に該当する者には、これを與え
ないことができる。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 この法律又はこの法律に基く
命令の規定に違反した者

（免許証の交付）

第六條 厚生大臣は、薬剤師免許を
與えたときは、薬剤師名簿に登録
し、薬剤師免許証を交付しなけれ
ばならない。

2 前項の免許証は、省令の定めるところ
により、厚生大臣の定
める手数料を納めて、毎年十二月

三十一日までに、〇免許を受けた薬剤師
登録による。その更新を受
ける場合には、その効力を失う。

第三章 藥事委員會

第七條 藥事委員會は、公定書の改
訂又は追補に關して、その原案を
厚生大臣に提出し、薬剤師國家試
験を執行し、及び新医薬品その他

藥事に關し厚生大臣に建議するこ
とを目的とする。

第八條 委員會は大學の長及び教職
員、關係各廳の官吏及び吏員並び
に藥事、医事若しくは獸医事に従
事する者につき、厚生大臣が任命
した五十名以上の委員で、これ
を組織する。

2 藥事委員會の建議は、委員のう
ちから選任された常任委員の多数
決をもつて、これを行うものとす
る。

3 委員の任期は、二年とし、補欠
委員の任期は、前任者の残任期間
とする。但し、委員が精神若しく
は身体に欠陥を生じ、その職務を
行うことができなくなつたとき、
又は委員會の利益を害したとき
は、厚生大臣は、委員會の同意を
得て、当該委員を罷免することが
できる。

第九條 委員の報酬及び旅費につい
ては、省令でこれを定める。

（小委員會等）

第十條 藥事委員會に、左の小委員
會を置く。

一 薬剤師國家試験小委員會

二 公定書小委員會

三 新医薬品小委員會

2 委員會は、必要と認めたときは
特別小委員會を置くことができる。

3 委員會は、厚生大臣に建議し、
その他藥事委員會の事務を執行す
るために委員の中から常任委員を
選任しなければならない。

（薬剤師國家試験）

第十一條 委員會は、省令の定める
ところにより、厚生大臣の監督の
もとに毎年少くとも一回、薬剤師
國家試験を執行しなければならない。

第十二條 厚生大臣は、薬剤師國家
試験を行う場所、日時及び受験願
書の提出期限を定めて、少くとも
試験を行う三月前までに、これを
公告しなければならない。

第十三條 薬剤師國家試験を分け
て、学説試験及び実地試験とす
る。

2 薬剤師國家試験は、省令の定めるところに
より、（薬剤師國家試験は、省令の定めるところに
より、薬剤師として行ふべき知識及び技
能について行ふ。）左の科目を含む
ものとする。

数学
物理学
化学
藥用植物学
生薬学
製薬化学
衛生化学
藥事に関する法規（藥局方を含
む。）

3 學説試験に合格したものでなければ、（實地
試験に合格したものでなければ、實地
試験を受けることができない。）実地試験には、左の科目を含む
ものとする。

（分析学（定性、定量）
医薬品鑑定（顯微鏡的検査を含
む。）
製薬化学
調剤学
衛生化学

4 學説試験に合格した者でなければ、
実地試験を受けることができな
い。

第十四條 薬剤師國家試験は、左の
各号の一に該当する者でなければ
ば、これを受けることができない。

一 大學において、藥学の正規の
課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外國の藥
劑師免許を受けた者で、第三條
第二項第二号に該当しないもの

三 外國の藥學校を卒業し、又は

厚生大臣の指定した外國以外の
外國の藥劑師免許を受けた者

第十五條 薬剤師國家試験を受けよ
うとする者は、省令の定めるところ
により、手数料を納めなければ
ならない。

2 委員會は、厚生大臣に薬剤師國
家試験に合格した者の名簿を提出
しなければならない。

3 厚生大臣は、薬剤師國家試験に
合格した者に対して、薬剤師免許
証を交付するときは、前項の名簿
に基いて、これをしなければならない。
（藥局方の改訂等）

第十六條 委員會は、少くとも十年
ごとに、藥局方の改訂の原案を、
少くとも二年半ごとに、その追補
の原案を、厚生大臣に提出しなけ
ればならない。

（医薬品集の改訂等）

第十七條 委員會は、必要があると
認めるときは、医薬品集の改訂又
は追補に關して、その原案を厚生
大臣に提出しなければならない。

第十八條 委員會は、公務所又は藥
事に従事する者に対して、報告又
は資料の提出を求めることができ
る。

2 委員會は、特に必要があるとき
めるときは、公務所又は藥事に従
事する者その他の者に對し、必要
な調査を囑託することができる。

（施行規定）

第十九條 この法律及び省令で定め
るものを除く外、藥事委員會の組
織その他必要な事項は、藥事委員
會がこれを定める。

第四章 藥局及び調剤

第二十條 藥局を開設しようとする
者は、省令の定めるところによ

り、手数料を納めて、その薬局の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その効力を失う。
(薬局の管理)

第二十一條 薬局開設者は、自ら薬剤師であつて、その薬局を管理する場合の外、その薬局を管理させるために専任の薬剤師を置かなければならない。
2 薬局を管理する薬剤師は、業として、当該薬局以外の場所へ、薬局の管理その他業務に關する業務に従事してはならない。
(調剤)

第二十二條 薬剤師でない者は、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤し、又は薬剤師に調剤させる場合は、この限りでない。
第二十三條 薬剤師は、薬局以外の場所へ、販賣又は授與の目的で調剤してはならない。但し、省令をもつて別段の定をしたときは、この限りでない。

第二十四條 薬剤師は、処方せん中疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の承諾がなければ、処方を変更し、又は修正してはならない。
第二十五條 薬局開設者は、当該薬局で調剤した処方せんを、調剤した日から二年間、保存しなければならない。

第五章 医薬品、用具及び化粧品
第一節 化粧品
(医薬品等の製造業)

第二十六條 医薬品、用具又は化粧品の製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けなければならない。
2 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その効力を失う。

3 医薬品の製造業者が、公定書に收められていない医薬品を製造しようとするとき、又は用具の製造業者が用具を製造しようとするときは、品目ごとに、その製造については、厚生大臣の許可を受けなければならない。
4 厚生大臣が、新医薬品その他公定書に收められていない医薬品について前項の許可を與えるには、薬事委員会の建議に基いて、これをしなければならぬ。

第二十七條 医薬品の製造業者は、医薬品の製造を管理させるために、製造所ごとに、厚生大臣の登録を受けた専任の薬剤師を置かなければならない。但し、その本質が専任の薬剤師の管理を必要としない医薬品については、厚生大臣の承認を受けて、専任の技術者をもつて、これに代えることができる。
2 前項の規定にかかわらず生物学的製剤その他厚生大臣の指定した製剤の製造業者は、その製造を管理させるために、その製造所ごとに、厚生大臣の承認を受けて、専任の医師その他細菌学的知識を有する者を置かなければならない。
(医薬品等の輸入販賣業)

第二十八條 医薬品、用具又は化粧品の製造業に關する規定は、夫、医薬品、用具又は化粧品の輸入販賣業に、これを準用する。

第二十九條 医薬品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、厚生大臣の指定した医薬品の配置販賣業者にあつては、その営業区域ごとに、当該店舗の所在地又は営業区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき、又は薬局開設者が医薬品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

30 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければならない、その効力を失う。
(医薬品の取扱等に関する規定)

第三十條 厚生大臣は、医薬品の強度、品質及び純度の適正を図るために、薬事委員会の提出する原案に基いて、日本藥局方、國民医薬品又はこれらの追補を發行し、これを公布しなければならない。
2 公定書に收められた医薬品は、その強度、品質及び純度が公定書で定める基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十一條 公定書に收められていない医薬品は、第二十六條第三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第三十二條 アミノフェニルスルファミド若しくは誘導体、ベニシリン、ストレプトマイシン並びにその他の抗菌性物質又はこれらの製剤、生物学的製剤その他厚生大臣の指定する製剤は、厚生大臣の定める最小含量若しくは最小包装單位に關する基準又は厚生大臣の定めるその他の基準に適合するものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 厚生大臣は必要があるとき、認めるときは、前項の医薬品の製造その他必要な事項について、省令で、これを定めることができる。
第三十三條 厚生大臣の指定した医薬品は、厚生大臣の指定した者の検査を受け、且つ、合格したものでなければ、これを販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。
(誇大廣告等)

第三十四條 何人も、この法律に基いて製造する医薬品、用具又は化粧品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に關して、虚偽又は誇大な記事を廣告し、記述し、又は流布してはならない。
2 医薬品、用具又は化粧品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解される虞がある記事は、前項に該當するものとする。

3 暗示的な記事、写真、圖画その他暗示的な方法は、第一項に違反して、これを用いてはならない。
4 何人も、医薬品、用具又は化粧品に關して、胎動を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は圖画を用いてはならない。
(毒藥及び劇藥の取扱)

第三十五條 毒藥の標示には、黒地に白字、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。
第三十六條 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、毒藥又は劇藥を容器に收め、これに封かんを施さなければならない。
2 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。
第三十七條 医薬品の製造業者、輸入販賣業者又は販賣業者は、毒藥又は劇藥を販賣し、又は授與するときは、その文書にその品名、數量、使用の目的、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名、職業及び住所を記載し、且つ、譲受人をして、これに印を押させなければならない。但し、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販賣業者又は医師、歯科医師若しくは獣医師に對しては、各、その身分に關する公務所の証明によつて、これを販賣し、又は授與する場合においては、この限りでない。

第三十八條 前項の規定は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによつて販賣し、又は授與する毒藥又は劇藥に關しては、これ

品に關して胎動を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は圖画を用いてはならない。

第三十九條 毒藥の標示には、黒地に白字、白字をもつてその品名及び「毒」の字を記載しなければならない。

第四十條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十一條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十二條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十三條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十四條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十五條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

第四十六條 毒藥又は劇藥は、薬剤師である医薬品の製造業者、輸入販賣業者若しくは販賣業者又は医薬品の製造業者であつて、薬剤師を使用する者でなければ、その封かん又は容器を開いて、これを販賣し、又は授與してはならない。

を適用しない。

3 第一項の文書は、その日附の日から二年間、これを保存しなければならぬ。

第三十八條 毒薬又は劇薬は、年額十四年未満の者には、これを交付してはならない。

第三十九條 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならぬ。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。

(不良医薬品及び不良用具)

第四十條 左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不良医薬品又は不良用具とする。

一 左のいづれかに該当する医薬品又は用具

イ その全部又は一部が、不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

ロ 汚染されるか、又は保健上危険なものにされる虞がある非衛生的条件のもとで、製造調剤、包装又は取扱をされたもの

ハ 医薬品であつて、その容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その医薬品を保健上危険なものにする虞があるもの

ニ 医薬品であつて、その着色のみを目的としてタール色素が使用されてゐる場合に、省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素が含有されてゐるもの

ホ 用具であつて、その使用が保健上危険を生ずる虞があるもの

二 公定書に收められた名称を表示してゐる医薬品であつて、その強度が公定書で定められた基準と異なるか、又はその品質若しくは純度が公定書で定められた基準に及ばないもの

三 前号に掲げる医薬品以外の医薬品であつて、その強度が当該医薬品の表示書の表示と異なるか、又はその品質若しくは純度が、これに及ばないもの

四 医薬品であつて、その品質若しくは強度を減ずるために、不当に他の物を混ぜ、若しくは他の物で包まれているか、又はその全部若しくは一部が他の物で代用されているもの

(不正表示医薬品及び不正表示用具)

第四十一條 左の各号の一に該当する医薬品又は用具は、これを不正表示医薬品又は不正表示用具とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されてゐるもの

二 その表示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されてゐないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されてゐないもの、但し、省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

三 公定書に收められた医薬品であつて、公定書で定める容器又は被包に收められてゐないもの(厚生大臣の同意を得た場合を除く。又は公定書で定める表示のなされてゐないもの)

四 公定書に收められてゐない

薬品であつて、その表示に左に掲げる事項の記載のないもの

イ 一般の名称のあるときは、その名称

ロ 二以上の成分から成る場合において、有効成分を含有するときは、その含有する有効成分の名称(その一般の名称)及びアルコールを含有してゐるときは、その分量、種類並びに割合及び臭化物、エーテル、クロロホルム、アセトアニリド、フェナセチン、アミノピリン、アンチピリン、アトロピン、ヒオスチン、ヒオスチアミン、比素、デキタリス、デキタリス配糖体、水銀、ウアバイン、ストロファンチン、ストリキニーネ、甲狀腺又はこれらの誘導体若しくは製剤を含有してゐるときは、その効力の有無にかかわらず、それらの名称及び分量又は割合、但し、省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

五 その表示又は表示書に、この法律により表示するように定められた文字その他の事項が、他の文字、記事、図画又は図案と比較して見易い場所に明記されてゐないもの、又は一般に購入し、又は使用する者が読み易く、理解し易いような用語をもつて記載されてゐないもの

六 人に使用する医薬品であつて、アルファ並びにベータイカイン、バルビタール、プロメチン、ニチルアセチル尿素、トリプロムアセトアルデヒド、スルホナール、コカイン、コカイン、コ

デザイン、モルヒネ、阿片又はこれらの誘導体若しくは代用合成成分であつて、習慣性があるとして厚生大臣が指定する物質を含有してゐるにもかかわらず、その表示にこれらの名称、分量及び含量並びに「注意 習慣性あり」の記載がないもの

七 厚生大臣の指定するアミノノフェニルスルファミド若しくはその誘導体、ベンジリン、ストレプトマイシン又はこれらの製剤その他の医薬品であつて、その表示に医師、歯科医師又は、獣医師の処方せん又はその指示によつて使用すべきである旨の注意が記載されてゐないもの

八 表示書に左に掲げる事項が記載されてゐないもの、但し、厚生大臣が保健上の見地から必要でないとして認めた医薬品又は用具に於て別段の定めをした場合は、限りでない

イ 使用上の適当な注意

ロ 疾病の状況により、又は幼児にとり、保健上危険を生ずる虞がある場合の使用に關し、又は危険な使用の分量、方法若しくは使用期間に關し、公衆保健の保護のために必要な注意

九 医薬品であつて、厚生大臣により、変質若しくは変敗し易いものと認められたもので、保健上の必要により省令の定めるところに従つて包装されず、貯蔵されず、又は注意事項の表示のないもの

十 医薬品であつて、他の医薬品等の誤解され易い容器に收められてゐるもの若しくは誤解され易い方法で容器に收められてゐるもの又は模造若しくは詐称のもの

十一 表示書に記載されてゐる用法、用量又は使用期間が保健上危険であるもの

(不良化粧品)

第四十二條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不良化粧品とする。

一 表示書に記載されてゐる使用条件のもとにおいては、使用者に有害であるか、又は習慣となり、若しくは常用となる虞がある有毒若しくは有害な物質を含有してゐるもの

二 その全部又は一部が、不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質からなるもの

三 保健上危険なものにされる虞がある非衛生的条件のもとで製造、包装又は取扱をされたもの

四 容器の全部又は一部が、有毒又は有害な物質からなつてゐるために、その化粧品を保健上危険なものにする虞があるもの

五 省令の定めるところにより証明されたタール色素以外のタール色素を含有してゐるものであつて、染毛剤以外のもの

(不正表示化粧品)

第四十三條 左の各号の一に該当する化粧品は、これを不正表示化粧品とする。

一 その表示書に、虚偽の事項又は誤解を招く虞がある事項の記載されてゐるもの

二 その表示に、製造業者の氏名若しくは名称及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が記載されてゐないもの又は重量、容量若しくは個数等の内容量が正確に表示されてゐないもの

七六五

いもの、但し、省令をもつて、別段の定をしたときは、この限りでない。

三 この法律により表示するよう定められた文字その他の事項が他の文字、記事、図画又は図案に比較して見易い場所に明記され、又は使用する場合に、読み易く、理解し易いような用語をもつて、記載され、又は誤解され易い方法で容器に収められてゐるもの。

四 他化粧品等と誤解され易い容器に収められ、又は誤解され易い方法で容器に収められてゐるもの。

(禁止行為)

第四十四條 左に掲げる行為は、これをしてはならない。

一 販賣又は授與の目的で、医薬品、用具又は化粧品を不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示化粧品、不良若しくは不正表示化粧品とする。

二 販賣又は授與の目的で、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示化粧品、不良若しくは不正表示化粧品を製造すること。

三 不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示化粧品、不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること。

四 この法律に基いて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する当該官吏及び吏員以外の者に漏らすこと、但し、他の法律の規定に基き訴訟手続中において漏らす場合は、この限りでない。

五 薬剤師でない医薬品の販賣業

者であつて、薬剤師を使用してゐないものが、厚生大臣の指定する医薬品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること。

六 医薬品の表示、表示書又は廣告中に、「新医薬品」という文字を使用すること。

七 第四十一條第六号及び第七号に掲げる医薬品を医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基かず、又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されてゐる薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師及び獣医師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの医薬品の販賣又は授與に関する記録を保存しないこと。

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配給販賣業以外の方法により医薬品の販賣業を営むこと。

第六章 監督

(検査)

第四十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その製造し、調剤し、若しくは販賣する医薬品、用具又は化粧品について、厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者の検査を受けることを命ずることができる。

(免許の取消等)

第四十六條 厚生大臣は、薬剤師が第四條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、薬剤師が第五條各号の一に該当するにいたつたときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3 厚生大臣は、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者について、都道府縣知事は、薬局開設者又は医薬品の販賣業者について、これらの者が、この法律又はこの法律に基く省令に違反したときは、その登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

4 前二項に規定する取消又は業務の停止は、その取消又は業務の停止の日から三十日以内に開かれる当該取消又は停止に関する公衆の常任委員会において、常任委員が、多数決によつて、これを適当と認めない旨の決定をした場合には、三十日を経た日から、その効力を失ふ。

5 前項の規定により取消又は業務の停止の確定した者は、行政事件訴訟特例法により訴を提起することができる。

(設備の修繕等)

第四十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家は衛生上の設備であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

(不良医薬品の廃棄等)

第四十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家は衛生上の設備であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

知事は、不良若しくは不正表示医薬品、不良若しくは不正表示化粧品、不良若しくは不正表示化粧品を販賣し、授與し、又は販賣若しくは授與の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること。

六 医薬品の表示、表示書又は廣告中に、「新医薬品」という文字を使用すること。

七 第四十一條第六号及び第七号に掲げる医薬品を医師、歯科医師又は獣医師の処方せんに基かず、又はこれらの者の指示によらずに、この法律に基いて登録されてゐる薬局開設者、医薬品の販賣業者、医師、歯科医師及び獣医師以外の者に販賣し、又は授與すること、及び省令の定めるところにより、これらの医薬品の販賣又は授與に関する記録を保存しないこと。

八 第二十九條に規定する店舗を有する販賣業及び配給販賣業以外の方法により医薬品の販賣業を営むこと。

(設備の修繕等)

第四十七條 厚生大臣又は都道府縣知事は、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家は衛生上の設備であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

(不良医薬品の廃棄等)

第四十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、薬局開設者、病院若しくは診療所の開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者に対して、その設備若しくは家は衛生上の設備であり、又は医薬品、用具若しくは化粧品を、不良医薬品、不良用具若しくは不良化粧品とする虞がある場合においては、その修繕若しくは改造を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

るために、國及び都道府縣に藥事監視員を置く。

2 藥事監視員は、官吏又は都道府縣の吏員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを命ずる。

3 前二項に定めるものの外、藥事監視員に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第七章 雜則

(施行規定)

第五十一條 この法律の実施に關して必要な事項は、厚生大臣が、これを定める。

(登録の基準)

第五十二條 厚生大臣は、保健衛生上特に必要があると認めるときは、薬局開設者、医薬品、用具若しくは化粧品の製造業者若しくは輸入販賣業者又は医薬品の販賣業者の登録について、藥事委員會の建議に基き、これらの者が有すべき設備、施設、資格等の基準を定めることができる。

(公衆會)

第五十三條 厚生大臣は、必要と認めるとき、又は藥事に關係のある者から要求があつた場合において、その要求が正当であると認めるときは、この法律の規定に基いて発する命令の制定又は改廃について公衆會を開かなければならぬ。

(適用除外)

第五十五條 厚生大臣は、特定の用

具については、省令をもつてこの法律の適用を除外することができる。

第八章 罰則

第五十六條 第二十二條、第二十六條第一項若しくは第三項、第二十八條において準用する場合を含む。第二十九條第一項、第三十條第二項、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十六條まで、第三十八條又は第四十四條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十七條 第三條第三項、第二十二條第一項、第二十一條、第二十三條から第二十五條まで、第二十七條(第二十八條において準用する場合を含む。第三十七條第一項若しくは第三項又は第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。)

12 前項の刑は、これを併科することができる。

第五十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第四十五條、第四十六條第二項若しくは第三項、第四十七條又は第四十八條の規定による命令に違反した者

二 第四十九條第一項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第四十八條第一項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合において、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第六十條 この法律は、公布の日から起し、これを施行する。

第六十一條 左に掲げる法令は、これを廃止する。

薬事法(昭和十八年法律第四十八号、以下旧法という。)

医薬部外品等取締法(昭和二十二年法律第二百三十二号)

日本薬局方調査会官制(昭和十年勅令第二百七十四号)

家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則(昭和十五年農林省令第八十八号)

医薬品等の封緘及検査証明の取締に関する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)

有害避妊用器具取締規則(昭和五年内務省令第四十号)

第六十二條 日本薬局方調査会は、前條の規定にかかわらず、薬事委員会の成立するまでに至るまでは、なお存続するものとみなす。

第六十三條 この法律の規定による薬事委員会の権限は、薬事委員会の成立するに至るまでは、この法律の規定にかかわらず、厚生大臣が、これを行う。

第六十四條 旧法第三章の規定により設立された日本製剤師会及び都道府県製剤師会(以下単に製剤師会という。は、これを解散する。但し、清算の目的の範囲内において、なお存続するものとみなす。

ては、なお存続するものとみなす。

2 前項の規定により解散した製剤師会の清算人は、会長、副会長、事務理事又は理事のうちから、総会において、これを選任しなければならない。但し、補欠の清算人を選任し、又は清算人を増員しようとする場合には、他の者のうちから、これを選任することができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

4 清算人は、清算方法及び財産処分について、総会の議決を経た後、監督廳の認可を受けなければならない。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、製剤師会の清算の監督上必要があると認めるときは、清算の事務及び財産の状況について、清算人に報告を命じ、又は当該官吏若しくは吏員に検査させることができる。

6 当該官吏又は吏員は、前項の規定により検査をする場合には、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第六十五條 この法律施行の際、現に旧法の規定による製剤師免許を受けた者は、この法律により製剤師の免許を受けたものとみなす。

2 前項に該当する者は、この法律施行の日から三月以内にその住所を管轄する都道府県知事を経て、厚生大臣にその氏名、住所及び登録番号を届け出なければならない。

第六十六條 旧法により薬局開設の許可、医薬品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可又は医薬部外品等取締法の規定により医薬部外品の製造業の許可を受けた者で、この法律施行の際、現に当該事業を営んでいるものについては、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第六十七條 この法律施行前に旧法によりなした製剤師免許、薬局開設の許可若しくは医薬品の製造業、輸入販賣業若しくは販賣業の許可の取消の処分又はこれらの業務の停止の処分は、なおその効力を有する。

2 前項の取消又は業務の停止の処分については、第四十六條第四項の規定は、これを適用しない。

第六十八條 この法律施行の際、現に医薬部外品等取締法の規定による届出をして化粧品製造業を営んでる者又は用具の製造業若しくは医薬部外品の販賣業を営んでる者は、この法律施行の日から六月を限り、これを夫、この法律の規定による登録又は許可を受けなければならない。

第六十九條 この法律施行の際、現に家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則の規定により血清類の製造の許可を受けている者については、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

2 この法律施行の際、現に血清類の販賣業を営んでいる者は、この法律施行の日から六月を限り、これをこの法律の規定による登録を受けたものとみなす。

第七十條 薬事法施行規則(昭和十八年厚生省令第四十号)第四十六條第一項の規定による調剤録又は同令第七十條第一項の規定による文書は、第二十五條又は第三十七條第三項の適用については、夫、これを第二十五條の処分せん又は第三十七條第一項の文書とみなす。

第七十一條 この法律施行の際、現に存する医薬品、用具及び化粧品類の標示又は表示書については、この法律の規定にかかわらず、この法律施行の日から六月を限り、なお従前の例による。

第七十二條 この法律施行前になした旧法、医薬部外品等取締法、家畜に應用する細菌学的予防治療品及診断品取締規則、医薬品等の封緘及び検査証明の取締に関する件又は有害避妊用器具取締規則の違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第七十三條 製剤師國家試験は、第十一條の規定にかかわらず、昭和二十四年から、これを行う。

第七十四條 大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條第一項の規定により、その存続を認められた間、これを第八條第一項の大学とみなす。

2 前項に規定する大学又は専門学校の卒業者は、これを第十四條第一号の大学の卒業者とみなす。

第七十五條 第五改正日本薬局方(昭和七年内務省令第二十一号)は、第三十條の規定により厚生大臣が日本薬局方を公布するときまで、これを同條に規定する日本薬局方とみなす。

4 地方公共団体は、組合の事業に對しては、地方税を課することができない。

(無料証明)

第十一條 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行方給付又はその受ける給付に關し必要範圍内において、國、市町村長(東京都の特別区のある地域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市にあつては区長。又はその代理者)に對し、無料で証明を求めることができる。

第二章 組合員

(組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときにはそのなつた日)から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日(第四号に該当する場合はその該当するに至つた日)から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。
- 四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。

(期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月をもつて終るものとする。

第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間(他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない)は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

(責任準備金の移換)
第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合、もとの組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならぬ。但し、命令で指定する組合相互の間については、この限りでない。

第十七條 第一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいて、なお船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

第十八條 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)
第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、療疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 療疾給付

四 遺族給付

五 罹災給付

六 休業給付

(被扶養者の範囲)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生当時(給付事由が退職後に発生したものに於ては退職當時)の俸給の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

第二十條 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめ

(年金の支給の始期及び終期)

第二十一條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

第二十二條 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第二十三條 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十四條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十五條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十六條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十七條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十八條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十九條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十一條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十二條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十三條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十四條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十五條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十六條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第三十七條 組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合に対して支拂すべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)
第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については二年間、これを行使しないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差押えをすることができない。

(損害賠償の請求権)
第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行為に因つて生じた場合においては、当該給付事由に対して行ふべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付
(療養の給付)
第三十條 組合員が、公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限ることを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定

する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関(以下指定医という。)のうち自己の選定したものについて、これを受けるものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つて、その費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)
第三十二條 組合員が、指定医以外のものについて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替へて療養費を支給する。

2 前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準として厚生大臣の定める基準に従つて、これを定める。但し、組合員が現に支拂つた額をこえることはできない。

(家族療養費)
第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき第三十條各号に掲げる療養を受けた場合においては、組合は、第三十條及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

2 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対し家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)
第三十四條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該當するに至つたとき以後は、これを支給しない。

一 療養給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費及び家族療養費を支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合においては、それらの給付は、前項第二号に規定する期間をこえて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分べん費及び配偶者分べん費)
第三十五條 組合員が分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(は育手当金)
第三十六條 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べん(死産の場合を除く。)し、且つ、は育する場合においては、は育手当金として分べんの日から引き続き六月間、は育している期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前條第二項の規定は、は育手当金の支給に關して、これを準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)
第三十七條 組合員が公務に因らな

いで死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千元に満たないときは二千元とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日以後三月以内に死亡したとき又は組合員の資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。

2 第三十四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三節 退職給付
(退職年金)
第三十九條 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該當し組合員たる資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するまではその支給を停止する。

2 退職年金の年額は、俸給の四月分とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十條 退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該當したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。

(退職一時金)
第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該當したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、發疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、發疾一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えない。

第四節 療疾給付
(療疾年金)
第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の療疾の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで療疾年金を支給する。

2 療疾年金の額は、俸給に、別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の

者に支給する養疾年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の三十分を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四十分を加算する。

第四十三條 養疾年金を受ける権利を有する者が、養疾年金の支給を受ける程度の養疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その養疾年金は、これを支給しない。

第四十四條 組合員であつた期間二十年未満で養疾年金を受ける権利を有する者が前條の規定により養疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた養疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給十月分との合算額（その合算額が俸給二十二月分を超える場合は俸給二十二月分）に満たないときは、その差額を支給する。

（養疾一時金）
第四十五條 組合員であつた期間六箇月以上の者が公務に因らないで養疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の養疾の状態にある者には、養疾一時金を支給する。

2 養疾一時金の額は、俸給の十月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して俸給の

二十二月分を超えることができない。

第五節 遺族給付
（遺族年金）
第四十六條 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十七條 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。
一 退職年金の支給を受ける者が死亡した場合においては、その退職年金の額の二分の一
二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

三 組合員であつた期間二十年以上の者で、養疾年金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

（遺族年金の額）
第四十八條 遺族年金を受ける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。
2 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。
一 死亡したとき。
二 婚姻したとき。
三 子又は孫（不具養疾で生活資料を得る途がない者を除く。）が年齢満十八歳に達したとき。
四 不具養疾で生活資料を得る途がないため遺族年金を受けていた者につき、その事情が止んだとき。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の申請により、所在不明中その年金の支給を停止することができ。

2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、当該次順位者にこれを支給する。

（遺族一時金）
第五十條 組合員が死亡したときは、その遺族に、遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。

（年金者遺族一時金）
第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。
一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。
二 組合員であつた期間二十年以上の者で、養疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。
三 組合員であつた期間二十年未満の者で、養疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡したとき。
四 遺族年金の支給を受ける者が、その支給を受ける権利を失い、以後年金を受くべき遺族がないとき。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。
一 前條第一号に該当する場合に

二 前條第二号に該当する場合に

三 前條第三号に該当する場合に

四 前條第四号に該当する場合に

（甲慰金及び家族甲慰金）
第五十三條 組合員又はその被扶養者が火災又はその他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の甲慰金を、その遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族甲慰金を支給する。

第七節 休業給付
（傷病手当金）
第五十五條 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することのできない場合においては、傷病手当金として、勤務に服することのできなかつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關しては、その支給を開始した日から起算し六月間とする。

4 結核性疾病に關しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5 第三十四條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。
（出産手当金）
第五十六條 組合員が分べんしたときは出産手当金として分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することのできなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

2 前條第二項の規定は、出産手当金の支給に關して、これを準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けている場合においては、その給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)
第五十七條 組合員が、左の各号の一の事由に因り欠勤した場合においては、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号については当該各号に掲げる期間内)一日につき俸給日額の十分の六を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷
二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷
三 組合員又はその配偶者の分べん、十四日
四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害
五日

五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者に組合員の収入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は離縁
七日

六 前各号に掲げるものの外、所属機関の長が已むを得ないと認めた事由

第五十八條 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受ける場合は、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第五十九條 この法律により給付を受けるべき者が、故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁以上以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当の理由なくして療養に關する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

第六十一條 保健給付、療疾給付又は休業給付の支給に關し必要があるものと認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当の理由がなく前項の診断を拒否した場合においては、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第六十二條 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員又は組合員であつた者若しくは遺族給付の支給を受ける者を故意に死に致しめたとときは、その者については、その受くべき給付を支給しない。但し、この場合において後順位者があるときはその者に支給する。

第四章 福祉施設
第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行つた外、組合員の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に關する事業を行うことができる。

一 組合員の保健及び保養並びに教育に資する施設の經營
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の貯金の受入又はその運用
四 組合員の臨時の支出に對する貸付
五 組合員の需要する生活必需品の買入又は貸付

2 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共済組合連合会(以下連合会という。)を設立することができる。

3 連合会は法人とする。

第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、大蔵大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行うため、必要な地に從たる事務所を設けることができる。

3 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に對し國庫が拂ひ込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く。)の百分の五に相當する金額を、その拂ひ込まなければならない。

第六十五條 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所所在地
四 加入及び脱退に關する事項
五 役員に關する事項
六 資産の管理及び會計に關する事項

2 定款は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更することができない。

第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第二項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金(掛金)
第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定するものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運営規則でこれを定める。

(國庫負担金)
第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂ひ込むものとする。

一 保險給付、療疾給付及び休業給付に要する費用の二分の一
二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五
三 組合の事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

第七十條 組合員の俸給支給機關は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相當する金額を控除してこれをその所屬する組合に拂ひ込まなければならない。

第六章 共済組合審査会(審査の請求)
第七十一條 給付に關する決定又は掛金の徴收に對し異議のある者は、直接共済組合審査会(以下審査会という。)に對し、或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもつて審査会に對し審査を請求することができる。

2 前項の規定による給付に關する決定に對する審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

8 第一項の審査の請求は、決定又は徴收の通知があつた日から六十日以内にこれをなさなければならない。

(審査會)
第七十二條 審査會は、各組合ごとにこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に屬せしめられた事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査會を置くことができる。

2 審査會は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項但書の規定により、二以上の組合に一の審査會を設けた場合においては、当該關係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいづれか一人がそれを所轄する。

第七十三條 審査會は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委派する。但し、公益を代表する者の委派については、各省各廳の長は、運営審査會の同意を得なければならない。

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合において、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選任する。

第七十五條 審査会は、会長が委員に対して適当な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各、少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、遅滞なく審査会を招集しなければならない。

第七十六條 関係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることができ

第七十七條 審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、如何なる関係人に対しても意見を求め、又は審査を請求した者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に関する請求の場合には医師に診断若しくは検査をさせることができる。

第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内、これをなさなければならぬ。

2 審査会の決定の通知は、決定の

あつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に必要事項は、政令でこれを定める。

第七章 雜則

(医療に関する事項)
第八十條 組合は、この法律の医療に関する事項については、随時厚生大臣に連絡をしなければならない。

(船員たる組合員に対する例外)
第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利なものを給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合員でなかつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合その期間に対する船員保険法に規定する養老年金又は退職手当金若しくは遺族年金との併給

二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金、脱退手当金又は遺族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた

期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けるべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に指定する給付(失業に関する給付を除く。)とのうち、組合員に有利なものを一つを支給するものとする。

(國家公務員法との関係)
第八十四條 この法律は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に定める諸事項にすべての点において従属し、且つ、いかなる点においてもこれに抵触しないものとする。又、従つて、國家公務員法の規定、同法に基づく法律、政令又は人事委員会規則が施行せられたときは、これとてい触するこの法律の規定は、その効力を失うものとする。

附則
(施行期日)
第八十五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

(地方職員の取扱)
第八十六條 國に使用される者で地方公共団体から報酬を受けるもの又は地方公共団体の事務所に使用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けられた組合(以下新組合という。)の組合員となる。

2 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に対するこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共団

体」第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」、第十九條中「団体」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「俸給算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共団体から報酬を受けるもの又は地方公共団体の事務所に使用される者」と読み替へるものとする。

3 第一項の組合員に対する給付額算定の基準となすべき給與については、命令で特別の定をなすことができる。

(旧法による共済組合の取扱)
第八十七條 この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された共済組合(以下旧組合という)は、命令の定めるところにより、この法律に基いて組織されたものとなす。但し、命令で指定する旧組合以下廃止組合という。については、この限りでない。

(旧組合の権利義務の承継)
第八十八條 廃止組合の管理に係る権利義務の承継に関しては、命令でこれを定める。

(旧組合員の取扱)
第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有するものは、この法律施行の日において、その者の所属する各省各廳に設けられた組合の組合員となつたものとみなす。

2 廃止組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

3 廃止組合以外の旧組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

ないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

4 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)及び消防組組法(昭和二十二年法律第二百三十六号)施行の日からこの法律施行の日までの自治警察の職員又は自治消防の職員であつた者は、その職員であつた期間これを従前の警察共済組合令(大正九年敕令第四十四号)に基いて組織された組合の組合員であつたものとする。

(すでに給付事由の発生している給付の取扱)
第九十條 この法律施行の日前に、すでに給付事由が発生している給付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の日以後にこの給付事由が発生した給付については、なお従前の法令の規定により支給する。

(組合員たる期間計算の特例)
第九十一條 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前より引続き旧組合の職員であつた期間(第一條各号の一に該当する職員であつた期間及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する公務員又は公務員に準ずべき者であつた期間を除く。)は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。

(期間計算の特例に伴う追加費用の負担)
第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受ける者以外の者については、新組合又は市町村)が、これを負担する。

(施行期日)
第九十三條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第九十三條 新組合は、大蔵大臣の定めるところにより、この法律施行の日現在における貸借対照表を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対しては、当分の間、これを行わない。

第九十五條 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべき退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、第四十一條又は第五十條の規定により算定した額よりこの法律施行前の職員

であつた期間一年について俸給日額に左の各号に掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

一 退職年金にあつては、二・四五日

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、十日

第九十六條 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

(共済組合連合会の解散)

第九十七條 財団法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。

2 財団法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。

(審査会の委員の任期に関する特例)

第九十八條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員は、それぞれ第三條第二項

の規定により組合を代表する各省各廳の長が、これを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる勅令は、この法律施行の日、これを廃止する。

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)

営林局共済組合令(大正八年勅令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十一号)

刑務共済組合令(昭和十五年勅

令第四百八十九号)、政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)、印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)、警察共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)、造船局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)、通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)、教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)、土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)、北海道廳営林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年以上	二〇日	七年以上	一五〇日	十四年六月以上	三二〇日
一年以上	三〇日	八年以上	一六〇日	十五年六月以上	三三〇日
一年以上	四〇日	八年以上	一七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五〇日	九年以上	一八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六〇日	十一年六月以上	一九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七〇日	十一年六月以上	二〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八〇日	十一年六月以上	二一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	九〇日	十一年六月以上	二二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一〇〇日	十一年六月以上	二三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一一〇日	十一年六月以上	二四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一二〇日	十一年六月以上	二五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一三〇日	十一年六月以上	二六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一四〇日	十一年六月以上	二七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一五〇日	十一年六月以上	二八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一六〇日	十一年六月以上	二九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一七〇日	十一年六月以上	三〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一八〇日	十一年六月以上	三一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	一九〇日	十一年六月以上	三二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二〇〇日	十一年六月以上	三三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二一〇日	十一年六月以上	三四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二二〇日	十一年六月以上	三五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二三〇日	十一年六月以上	三六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二四〇日	十一年六月以上	三七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二五〇日	十一年六月以上	三八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二六〇日	十一年六月以上	三九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二七〇日	十一年六月以上	四〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二八〇日	十一年六月以上	四一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	二九〇日	十一年六月以上	四二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三〇〇日	十一年六月以上	四三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三一〇日	十一年六月以上	四四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三二〇日	十一年六月以上	四五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三三〇日	十一年六月以上	四六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三四〇日	十一年六月以上	四七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三五〇日	十一年六月以上	四八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三六〇日	十一年六月以上	四九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三七〇日	十一年六月以上	五〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三八〇日	十一年六月以上	五一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	三九〇日	十一年六月以上	五二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四〇〇日	十一年六月以上	五三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四一〇日	十一年六月以上	五四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四二〇日	十一年六月以上	五五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四三〇日	十一年六月以上	五六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四四〇日	十一年六月以上	五七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四五〇日	十一年六月以上	五八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四六〇日	十一年六月以上	五九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四七〇日	十一年六月以上	六〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四八〇日	十一年六月以上	六一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	四九〇日	十一年六月以上	六二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五〇〇日	十一年六月以上	六三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五一〇日	十一年六月以上	六四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五二〇日	十一年六月以上	六五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五三〇日	十一年六月以上	六六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五四〇日	十一年六月以上	六七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五五〇日	十一年六月以上	六八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五六〇日	十一年六月以上	六九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五七〇日	十一年六月以上	七〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五八〇日	十一年六月以上	七一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	五九〇日	十一年六月以上	七二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六〇〇日	十一年六月以上	七三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六一〇日	十一年六月以上	七四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六二〇日	十一年六月以上	七五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六三〇日	十一年六月以上	七六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六四〇日	十一年六月以上	七七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六五〇日	十一年六月以上	七八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六六〇日	十一年六月以上	七九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六七〇日	十一年六月以上	八〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六八〇日	十一年六月以上	八一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	六九〇日	十一年六月以上	八二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七〇〇日	十一年六月以上	八三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七一〇日	十一年六月以上	八四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七二〇日	十一年六月以上	八五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七三〇日	十一年六月以上	八六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七四〇日	十一年六月以上	八七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七五〇日	十一年六月以上	八八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七六〇日	十一年六月以上	八九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七七〇日	十一年六月以上	九〇〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七八〇日	十一年六月以上	九一〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	七九〇日	十一年六月以上	九二〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八〇〇日	十一年六月以上	九三〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八一〇日	十一年六月以上	九四〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八二〇日	十一年六月以上	九五〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八三〇日	十一年六月以上	九六〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八四〇日	十一年六月以上	九七〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八五〇日	十一年六月以上	九八〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八六〇日	十一年六月以上	九九〇日	十六年六月以上	三三〇日
一年以上	八七〇日	十一年六月以上	一〇〇〇日	十六年六月以上	三三〇日

別表第二 療養年金を支給すべき程度の療養の状態

療養の程度	番号	療養の状態
一	一	両眼の視力〇、〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇、〇六以下に減じたもの
二	二	両腕を腕関節以上にて失つたもの
三	三	両足を足関節以上にて失つたもの
四	四	両足を足関節以上にて失つたもの

級	級
十一	八
十	七
九	六
八	五
七	四
六	三
五	二
四	一
三	一
二	一
一	一
十	八
九	七
八	六
七	五
六	四
五	三
四	二
三	一
二	一
一	一

備考

一 視力の測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の者は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を失つたものとは指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(お

や指にあつては指関節に著るしい運動障害を残すものをいう。
四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

別表第三

金年疾發		
級	發疾の程度	
	月	数
一	五月	
二	四月	

別表第四

發疾一時金を支給すべき程度の發疾の狀態

番号	發疾の狀態
一	一眼の視力〇、一以下に減じたもの又は兩眼の視力〇、六以下に減じたもの 兩眼のまぶたに著るしい欠損又は兩眼に半盲症、視野狭く若しくは視野変狀 を残すもの
二	そしやく又は言語の機能に著るしい障害を残すもの 鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力耳かくに接しなければ大音を解し 得ないもの
三	鼻を欠損しその機能に著るしい障害を残すもの せき柱に著るしい運動障害を残すもの
四	おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの おや指の用を發したものの又はひとさし指を併せて二指の用を發したものの若しく はおや指及びひとさし指以外の三指の用を發したものの
五	一腕の三大関節中一関節以上に著るしい機能障害を残すもの 一足の三大関節中一関節以上に著るしい機能障害を残すもの
六	一腕の長管狀骨に仮関節を残すもの 一足の長管狀骨に仮関節を残すもの
七	一足を三センチメートル以上短縮したもの 一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
八	一足の五のあしゆびの用を發したもの 前各号の外負傷又は疾病に因り發疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に 障害を残し動勞能力に制限を有するもの
九	
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	

〔塚本重蔵君登壇、拍手〕

○塚本重蔵君 只今議題になりました
民生委員法案、藥事法案、國家公務員
共済組合法案、三案について厚生委員
会におきます審議の経過とその結果
を御報告申し上げます。

先ず最初に民生委員法案について申
上げます。本案は去る六月の二十四日
厚生大臣より提案の理由を聴取いたし
ました。今その概要を申し上げますと、
一昨年九月從來の方面委員会を廢しま
して、民生委員令が公布せられたので

あります。それ以來民生委員は、生活
保護法の保護事務に關しまして、市町
村長の補助機関として、その第一線の
保護活動をしてきたようになったのであ
るが、更に本年一月から実施と相成り
ました兒童福祉法によりまして、民生

委員は、又同時に兒童委員に當てられ
ることになったのであります。兒童福
祉増進に關します第一線機関として
も活動して頂くことに相成つたのであ
ります。その他更に民生委員は廣い分
野に亘つて、共同社会の福祉増進に關

する巷のいろ／＼な世話役といいたしま
して、種々なる奉仕活動をしてゐるの
であります。その職分は現下の社会
情勢の下におきましては、ますます重
要の度を加え、國民生活保持と密接不
可分の關係を有するに至つたのであり

備考

- 一 視力測定は万国式視力表による屈折異狀があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を發したものと指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著るしい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を發したものと第一のあしゆびは末節の半以上、その他のあしゆびは末節節以上を失つたもの又はしよし関節若しくは第一関節（第一のあしゆびにあつてはしよし関節）に著るしい運動障害を残すものをいう。

別表第五

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月未満	一二〇日	七年 以上	二六〇日	十四年 以上	四四〇日
六月以上	一三〇日	七年六月以上	二七〇日	十四年六月以上	四五〇日
一年以上	一四〇日	八年 以上	二八〇日	十五年 以上	四七〇日
一年以上	一五〇日	八年六月以上	二九〇日	十五年六月以上	四八〇日
一年以上	一六〇日	九年 以上	三〇〇日	十六年 以上	五〇〇日
一年以上	一七〇日	九年六月以上	三一〇日	十六年六月以上	五一〇日
一年以上	一八〇日	十年 以上	三二〇日	十七年 以上	五三〇日
一年以上	一九〇日	十年六月以上	三三〇日	十七年六月以上	五四〇日
一年以上	二〇〇日	十一年 以上	三三〇日	十八年 以上	五五〇日
一年以上	二一〇日	十一年六月以上	三三〇日	十八年六月以上	五五〇日
一年以上	二二〇日	十二年 以上	三三〇日	十九年 以上	五五〇日
一年以上	二三〇日	十二年六月以上	三三〇日	十九年六月以上	五五〇日
一年以上	二四〇日	十三年 以上	三三〇日	二十年 以上	五五〇日
一年以上	二五〇日	十三年六月以上	三三〇日		

別表第六

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	一 月
二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき	二 月
三 住居又は家財の半程度が焼失又は滅失したとき	三 月

ます。ここに本法によりまして、民生委員制度を法的に確立せんとするのが本案提出の理由であります。

次に本法案の内容を重點的に簡単に申し上げますと、第一に民生委員の選出方法を民主主義を圍り、民生委員推薦會を設置して適當なる人材を物色し、これを委員に推薦するようにしたことであります。第二には、右の推薦會から推薦された者が、若し適當でない場合、又は適當な者がその推薦に洩れた場合等には、再推薦の方法を講ずることとを規定いたしておるのであります。

第三に、民生委員の資格要件を明らかにいたしております。第四に、民生委員の心得を明示しました。第五に、民生委員の任期を三年とし、特別の場合には解職することができる規定を設けたのであります。第六に、都道府県知事は、民生委員の指導、訓練の実施に關し責任を有するようにいたしました。

た。第七に、民生委員協議会の常務委員並びに民生委員事務所に関する規定を設けました。第八に、本法施行に要する費用は、都道府県の負担とし、ただその事務所の費用のみはこれを市町村の負担とされておりまして、現康はそれぞ右の負担額の二分の一を補助するものになつておるのであります。以上本案の内容の概略であります。

委員会におきましては、本法案が社会事業の画期的な進展を期待するため重要な法案であるに鑑みまして、慎重なる審議をいたし、各委員より熱心な質疑がなされたのであります。その質疑及び政府答弁の要旨を数点申し上げます。

第一、民生委員の任務を完遂するため、大都市の場合においては、都道府県知事の指導監督の権限を市長に移譲するようにした方がよいと考えるがどうか。政府といたしましては、その趣

旨を十分に尊重して本法の施行に當つては、運営上適当な方法を講じて、その趣旨に副うようにして行きたいとの

言明がありました。第二に、本案第十條には「民生委員は、名譽職とし、」云とあるが、これは旧時代の通用語であつて、多分に封建的觀念を示唆するものであり、これは民生委員にも亦一般國民に對しても好ましからぬ觀念を植へつける虞れがあつて、時代逆行の用ゐる語例である。社会奉仕の職分を、社会の公僕たる自覺の下に行うといふ本案の趣旨と矛盾しておるのではないか、こゝ

れを明瞭にしなければならんとの質問がありました。政府におきましては、
 こういうことに言う名譽職とは無縁職
 という意味であつて、決して封建的な
 旧時代思想によるという意味ではな
 いとの答弁がありました。第三は、本
 法案の重要目標は先ずどうして適當
 な民生委員を選ぶかという点にある。

本法では選任の方法は、推薦委員会への推薦によることとなつておるが、これはいふゆるボスが出る素地を作る、これになるのではないかと、いふ意味の質問がありました。これに対して政府は、いわゆる政略的な意図を以て民生委員という地位が濫用せられる虞れがあるような場合にも、委員を解嘱するといふ規定があるので、運用上その危険を除く考である。次に民生委員は児童を

委員を兼ね、又各種の婦人問題の解決にも当るのであるから、婦人委員だけでなく多敷選任する方途を講じなければならぬが、その用意があるか。政府におきましては又婦人委員の選出だけ多数に選出せられることを望んでおられる、機会あるごとに婦人の選出を考慮しておると答えたのであります。次に民生委員の性格が不明瞭である。その上民生委員の性格が不明瞭である。その上民生委員の性格が不明瞭である。

や公的機關の性格が強くなつて來たのである。この傾向はその本質に反するものではないか。又無報酬を以て社會奉仕に努力する上、この民主委員

生委員は、民生委員の職務を如何なる優遇の方途を講ずる意思であるか。政府は、民生委員は沿革的に見て民間慈善家の自發的な奉仕活動の期待してゐると共に、その職分は公務員の性格が強くなつて來てゐる。民生委員の法制化は敢てその本質に反するものではないといふところの答弁があつたのであります。尙民事務委員の優遇方法については十分考慮して行きたいとの答弁がありました。

以上が大体質疑の主なるものであります。

熱心なる意見の開陳がなされました。特に本法の実施に伴う政府の施策に対して種々重要な希望意見が表明せられ、明瞭なものであります。今その要点を一二申上げます。第一、本法によつて民生委員制度の法的基礎が定まつたのであるが、法の運用に十分考慮してその完備を期すには必要である。又その

を期するに於ては、第一第二の二は、いづゆる五大都市のごとき、自治體としてその特性を発揮するように期待してゐるから、本法施行命令中の特製の公布実施に際しましては、十分にその立法の方針を活かすように施行にせらるるようになければならぬ。又第十一條の民主委員解職の場合においては、推薦委員會の意見はこれを尊重しなばならねばならぬ。或いは民生委員に対する國家の優遇方法を考慮すること。

議會議員の民生委員兼職は禁止の方針を取り又は民生委員職務上の地位を政治的に利用し、或いはこれを濫用することなきようこれが防止の途を確立しなければならぬ。又本法の趣旨を國民に普及せしむると共に委員に特にこれを徹底せしむるよう、密かなる処置を講ずべきである。その他いろいろの意見が開陳せられたので、

して、採決に入ろうとしたしな
が、その際一委員より、委員会の総意
を以て、現下この複雑多難なときに
社会問題の処理に關し、民生委員の聯
分遂行のために黙々として日夜獻身努

仕の努力を続けられつつある全國十二
万余の民生委員諸君に對して、長い間の
非常なる労苦を感謝し、その成果を
讃えらるゝこと、委員として、時二本會

言へるに、委員長は、昨年に本委員
においてこれを表明すべきであると
う御意見がありました。私は言葉拙
くいたしましたしてその委員会の意思を
分に表明することのできないのを甚
恐れるものであります。言葉は極め
簡単でありますけれども、この機
を以ちまして、全国十幾万の民生委員
の諸君が多年に亘つて困難な仕事
從事せられ、十分に予算を持たず、
分なる施設を持たずして、而も多く
恵まれざる人々の救済のために、更

を閣議上に置かざるを留議をなされま
たことに對して、限りなき感謝の意
を表するものであります。(拍手)
かくて採決に入りましたところ、
會一致を以て本案はこれを可決すべ
きものと決定いたしました次第であり
す。以上御報告申上げます。
次に藥事法案についての御報告を
申し上げます。先ず本法案の提案理由
を申し上げます。一、兒科用藥はもと

要を立法せしむるに、現行憲法に照
中を立法せられたる關係から、そ
規定の中には今日において不適當と
われるもの、又は不要と思われるも
も多々ありますし、且つ又戦後の新
勢に鑑みまして新たに規定を設けな
ればならぬ点もありますので、こ
に業事制度の民主的運営、委任立法
規定の縮減及び公衆保健保護の見地
からする取極規定の整備等に主眼を置
て業事法案を提出したされたのであ

ます。

法案の構成といたしましては、「**第**則」「**藥劑師**」「**藥事委員會**」「**藥局**及び**調劑**」「**保藥品**」「**用具**及び**化粧品**」「**監督**」「**雜則**」及び「**罰則**」の八章及び「**附則**」から成つておるのであります。この「**附則**」を加えますと全條七十五條に上つておるのであります。今その内容を簡単に申し上げますと、第一章におき

主として、この法律において用いられ、法律適用の範囲を明らかにしております。第二章は、薬剤師の身分規定でありまして、薬剤師免許及び免許証更新に関する規定を設けております。第

〔塚本重藏君登壇〕
「簡單、簡單、もう分つてゐるから……」と呼ぶ者あり
○塚本重藏君　只今上程せられました諸願四件、陳情六件、計十件について厚生委員會の審議の結果を申し上げます。
請願文書表第五百十五号、医薬類似

行爲者のあん摩、はり、きゅう、針灸、施療等、
止に關する請願、同じく請願、文書表形第
七百三十五号、右の請願は医業類似行
爲者があん摩、はり、きゅう、柔道整
復營業法に定められた療法に類似の行
爲を行なつておるから、同法の趣旨に
反しないよつてこれを禁止されたい
といふのが願意であります。これに
對して、當局より実情を質しました
ところ、今までは都道府縣において取
締つて來たものではありますから、この方

面の専門家がおらず徹底しなかつたので、今後は各保健所單位に監督するということになつたので、徹底すると思ふとの答弁がありましたので、本委員会におきましては、本請願の趣旨は妥當なものとして議院の會議に付したてし内閣へ送付すべきものと決定いたしました。

請願文書表第八百十六号、國立長野療養所上田分院の移轉に関する請願で

あります。その點關於、國立長生堂製薬株式会社は、田上分分院は旧日本医療團の施設でありまして、一般民家を轉用したもので、設備が極めて不完全である上、一般民家の間に轉在してゐるので、感染拡大の危険性があり、又結核予防の本旨に副わないので、上田市營の報應療養の建物を中心にして移轉を実施せられたいとの趣旨であります。これに對しまして、政府より実情を聴取いたしましたところ、この上田分分院は旧日本医療團が

戰時中に十万床の拡充計画に基いて野
症患者を收容するために設置したもの
であるが、昨年より國營に移管して運
用せられておるのである。併し設備
環境等において、結核療養施設として適
当でないことは承知してゐるのである
が、移轉を希望してゐるところの報復
寮は收容人員も極めて少く、且つ新設

は予算面で困難な事情にあるため、現在では遺憾の状態であるが、鋭意これが希望を達成するように努めて行きたいとの答弁がありました。委員会におき

ければ、これより採決をいたします。これららの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○（総員起立）

○議長（松平恒雄君） 総員起立と認められます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

所
電
來
見
力

1